

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

このたび、決算特別委員長に就任させていただきました松岩でございます。大事な審議がスムーズに進みますよう、努力してまいりたいと思いますので、委員並びに説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には前田委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、横尾委員、面野委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。松井委員が高野委員に、平戸委員が中村岩雄委員に、高橋委員が下兼委員に、中村誠吾委員が面野委員にそれぞれ交代いたしております。

過日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配付のとおり審査日程が決定いたしましたことを報告いたします。

継続審査案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。これより、書類閲覧のため、当委員会を秘密会にいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

(秘 密 会)

(秘 密 会 解 除)

○委員長

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午後1時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、これより総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、公明党、みらい、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

自民党。

○中村（吉宏）委員

◎収支改善プランについて

私からは先日示された収支改善プランについて質問をさせていただきます。

御報告を受けた流れの中で、当初、令和7年度を目指して収支の改善をということでありましたが、この令和3年度、4年度に大きく改善した実績というのが示されておりまして、特に令和4年度においては決算も黒字、それから、財政調整基金も一定の目標の金額が積み上がっているのだということをお伺いいたしました。その中で何点か確認してみたいといいますが、気になったところが、いろいろな事業を予算立てした際の、まず不用額の部分についてであります。

資料の中にもあると思うのですが、令和4年度もそうなのですが、令和2年度、3年度と過去3年分ぐら

いの予算に対しての不用額に関して御説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○(財政)佐藤主幹

不用額の推移になりますが、まず令和4年度は約38億3,497万3,000円、令和3年度は約24億3,750万円、令和2年度は約18億6,077万9,000円というような形となっております。

○中村(吉宏)委員

令和2年度は約18億円のもの、令和4年度には約38億円になっているということなのですが、令和4年度について不用額が多くなった主な要因というのを御説明いただけますか。

○(財政)佐藤主幹

主なものとしては、令和3年度からの交付金を伴う繰越事業の残部分が大きかったと考えてございます。

○中村(吉宏)委員

一つ要因として、今、繰越事業とありましたが、新型コロナウイルス感染症の対策に関して多くの事業を実施するに当たり、国の交付金等もたくさん入ってきた中で、その当時、結構、私も今記憶を少しずつひもといていきますと、この2年、3年ほどは行政も大変な御苦労、混乱の中で一定の予算計上しながら、その措置をしていたのだということで、改めて大変な御苦労をされてきたことだと今実感として思い出しております。

そうした中で確認したいことなのですが、片や今、収支改善プランのお話であります、特に令和4年度の収支改善プランを行うに当たって、いろいろな数値的な目標なども立てていながらプランを構築されてきたと思うのですが、まずその目標を設定していくというものについて、何かある程度一定の根拠を持って、その数値、目標値を示して取り組んできたというものがあればお答えいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○(財政)佐藤主幹

現行のプランで、もともと目標値の設定があった項目ということで申し上げますと、現在32項目で管理しております。この32項目で申し上げますと、策定時には目標値設定していたのは、そのうち13項目というところでございます。

○中村(吉宏)委員

13項目の目標設定をされたということで、その中で主立ったものが幾つかあると思うのです。例えば特別会計の整理ですとかいろいろなものがあったと思うのですけれども、その中で特に主立ったものといえますか、効果が大きかったというものを示していただけますでしょうか。

○(財政)佐藤主幹

この4年間の取組の結果の中で効果の大きかったものとしては、一番効果の大きかったものは、「ふるさと納税の更なる推進」は4年間で効果額としては14億円規模が出ております。あとは、「職員定数の適正化による人件費の抑制」につきましては、4か年で9,900万円、あるいは「経費全般の削減」でいきますと、4か年で4億5,000万円規模の効果額というふうに出ております。

○中村(吉宏)委員

今、幾つか示していただいて、なかなか目標値の設定が難しかったり、なじまなかったりというものもある中で、これだけの効果が出ているのだというのを確認はできるのですけれども、この収支改善プランをつくったときというのは財政上、非常に厳しいと言われている中で、さらにこのプランも前提として、いろいろな状況というか、はっきり言ってしまいますと、新型コロナウイルス感染症の拡大以前の状況がこの先も続くであろうと。それは国や世界の経済等も踏まえてということになるかと思うのです。先ほど冒頭の質問の答弁にもあったように、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと思います。国からの予算措置があって、様々な事業予算を計上し、そこから一定の使用しない不用額が生じたという、いわゆる確率変動的なものがこの令和2年度から4年度の間に起こったのだという実感は私は持っているのですけれども、こういったことを踏まえて、今、改善の状況が生まれたというこ

とであります。

今、新型コロナウイルス感染症の状況が、収束という言葉が正しいかどうか分かりませんが、我々の生活が以前に戻った状況の中で、今後コロナ禍以前の状況の下での財政運営を行っていかねばならないということ念頭に置いたときに、これから先の財政の方向性といいますか、方針といいますか、そういったことを踏まえての所感をお聞かせいただきたいと思うのですけれども、この点いかがでしょうか。

○（財政）佐藤主幹

今回、収支改善プランの4か年の検証を行いまして、委員がおっしゃられますとおり、プラン策定時から収支状況がかなり乖離してきているという状況がございます。

また、今後は、より長く収支を見通すべきというところも考えてございますし、改善への取組方につきましても効果に差が出ているというところもございますので、これらの検証等を踏まえまして、今後の方向性や取組方について、現在、改めて検討を進めているところでありますので、今後、より持続可能な財政運営となるようにしていきたいというふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

長期的な目線というお話もありました。これから先、公共施設の更新等のお話も出てまいりますので、こういったところも踏まえながらということなのだろうと思いますので、またこの先も推移、経過を見ていきたいと思えます。

◎人口減対策について

続いて、今回、人口減対策についてのこれまでの施策、取組を、少し横断的な形にはなりますが、私の目線から確認をさせていただきたいと思っております。

本市もそうなのですが、全国の地方都市は割と人口減少の課題というのは非常に大きくのしかかっているところであると思いますが、本市においては迫市長が、子育て支援策の充実ということをまず前面に人口減対策を進めていらっしゃるという状況であります。とはいえ、人口減少の問題を解決していくということに関しては、地方都市としては、もっと多角的にいろいろな取組を組み合わせながら行っていくのがしるべき姿なのかということ想定しながら質問を進めていきたいと思うのです。

令和4年度事務執行状況説明書を確認させていただきました。その中で、この人口減少に関連するところを何点かお伺いしていきたいと思えます。

初めに、説明書の1ページになるのですが、移住促進の事業に関連した御報告をいただいております。この移住というの、人口減、いわゆる社会増を増やすためには非常に重要な要素というふうに思っている中で、移住決定件数が示されておりまして、25人という数値が示されておりました。この25名という人数について、対目標値に対してどのぐらいの割合あるいは増減なのか、お示しいただけますでしょうか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

移住決定件数15件（25人）と記載しております。本市の移住決定件数につきましては、過去に移住相談窓口を利用した移住者数としております。この移住相談窓口を利用した移住者数を、第2期小樽市総合戦略の重要業績指標、KPIとしております。KPIの内容につきましては、平成21年度から30年度の移住相談窓口を利用した移住者の平均11.2人を基準値に、令和2年度から令和6年度の平均が14.6人と目標値を設定しております。

KPIの達成状況につきましては、令和2年度から4年度の3か年平均は22.7人と、現時点で目標値を達成しており、目標の達成に向けて進捗していると考えております。

○中村（吉宏）委員

そういう目標値の立て方ということで、それを達成しているのだという報告でありました。

さらに、こういった形で移住促進について今御答弁いただきましたけれども、移住者を増やすにもいろいろな施

策といえますか、仕掛けが必要なのかというふうに思っております。例えば創業支援ですとか、これも本市はいろいろ取り組んでいると思いますし、あるいは働く場の創出ということでは、現状の市内企業に加えて、様々な業態の企業をやはり誘致してくるということも重要な施策なのかということで捉えているのです。

同じこの説明書でいきますと、28ページに企業誘致の実績値が示されております。銭函工業団地と石狩湾新港地域に対する誘致の実績がある反面、その他の地域という記載があるところが令和4年度はゼロ件というような報告でありました。

まずこの状況について、願わくば、銭函工業団地や石狩湾新港地域以外の地域にもぜひ誘致活動をできればよかったのかと私などは思うのですけれども、この辺の令和4年度を取組状況について何か御説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）由井主幹

銭函工業団地と石狩湾新港地域につきましては、新しい造成地等がありますので、そちらに立地する製造工場とか物流施設があるので立地の数字が出ていますところでございます。

その他の地域といいますと、この表につきましては製造業、物流業関連の数字を載せてございますので、なかなかこの地域以外で譲地というのは見つかっておりませんので進んでいないところでございますけれども、それ以外の業種ということにおきましては、首都圏をはじめとしましてIT関連企業などに対しまして、本社機能の移転や地方の拠点となるサテライトオフィス等の開設を検討してもらうため、市内の視察費用の一部を補助する立地環境視察費用補助金というものを令和4年度に創設しましたので、これによりまして、市内の中心部をはじめ、サテライトオフィス等の誘致につなげるべく、取組を進めてきたところでございます。

○中村（吉宏）委員

表に示されているところというのが工場の誘致であるということで、今お示しいただいた中で、オフィスの視察費用等の計上をして、その誘致に取り組んでいるのだと。これが令和4年度からの事業だということでありました。

これについての実績などがあれば示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）由井主幹

こちらの立地環境視察費用補助金につきましては、令和4年度につきましては、4社10名の市内の視察があったところでございます。

○中村（吉宏）委員

そのうち、例えば今年度、しっかりとこの小樽市への誘致に結びついたというような実績があれば、お示しください。

○（産業港湾）由井主幹

令和4年度に立地というか、オフィスの開設につながったケースとしましては、熊本県熊本市に本社を置きます株式会社サイバーレコードが、令和4年9月に市内にサテライトオフィスを開設いただいたところでございます。

○中村（吉宏）委員

実績といえますか、結びついたという印象なのです。

ちなみに、差し支えなければなのですが、この企業の誘致によって、例えば何人の雇用が生まれたとか、そういったことというのは、お示しいただければですけれども、お聞かせいただけませんかでしょうか。

○（産業港湾）由井主幹

サテライトオフィスの開設状況というのは、常設型とか、その業界でいうと循環型というのですけれども、常設ではなくてもその時期において社員を配置するというようなオフィスの形態というのがございまして、こちらの会社につきましては常設型でないで、今のところ従業員のプラスというふうな形にはなっていないところでございます。

○中村(吉宏)委員

これが令和4年度の実績だということで確認しました。

さらには、創業支援等の事業も確認したいと思いますが、29ページには小樽市経営相談窓口というところがありまして、相談件数が88件あったということが示されております。経営いろいろな相談が入ってくるのだと思うのですが、この88件の相談の中で、市域外から移転等の御相談を寄せられた件数というのを把握していればお聞かせいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

○(産業港湾)産業振興課長

小樽市経営相談窓口88件の相談件数の市域外からの問合せでございますけれども、これは全てが創業のものでございますが、13件ございました。

○中村(吉宏)委員

ちなみにその13件、たくさん御相談いただいていると思いますが、その中で、例えば市内の創業に結びついたということが確認できるものがあるのかどうかということをお伺いしたいと思うのですが、その点いかがでしょう。

○(産業港湾)産業振興課長

創業につきましては、実際に創業するまでに準備等ございますので、その13件の名前を確認できていないケースもあるのですが、その中で創業できたものはまだ確認はされておられません。

○中村(吉宏)委員

そして、実際の創業支援事業というのがありまして、小樽市では創業支援補助金というのを補助する事業を行っていますが、交付件数が11件ということであります。この11件について、例えば市外から転入してきた、移転してきたという数が把握できていればお示してください。

○(産業港湾)産業振興課長

小樽市創業支援補助金の交付件数のうち、市外からの移住者についてでございますけれども、11件のうち市外から3件ございました。余市町が1件と札幌市が2件となっております。

○中村(吉宏)委員

今お手元に数字があればなのですが、ちなみに昨年度の交付の件数と、うち市外からの移入の方の件数が分かればお聞かせいただけますか。

○(産業港湾)産業振興課長

市外からの問合せでございますが、まず相談窓口の相談件数につきましては、昨年、令和3年度は77件の相談ございました、市外からは8件。あとは創業支援補助金の関係でいきますと、令和3年度は交付件数が6件、このうち市外はゼロ件でございました。

○中村(吉宏)委員

新型コロナウイルス感染症の状況も深かったので、なかなか動きたいけれども動けなかったという方たちも令和3年度についてはいらっしゃったのかということ想定しながらも、令和4年度が進歩しているのだなということを確認しました。

まだ施策について伺わなければならないところがあるのですが、その前に、事務執行状況説明書の流れの順番でいきますと、38ページに住民基本台帳人口の数字が示されているのです。ここがいろいろ人口の増減に関して正確に把握できる数字の根拠なのかと思うのです。

まず一つ伺いたいののが、令和4年度の人口の状況が出ていますが、3年度、2年度、そして令和元年度のいわゆる減少数というのを示していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

○（生活環境）戸籍住民課長

事務執行状況説明書による住民基本台帳人口につきまして、令和元年度、2年度、3年度、4年度の増減について御説明いたします。

総人口ですけれども、いずれも3月末の数字でお答えいたしますと、令和元年度が11万3,728人、令和2年度が11万1,634人で前年度比2,094人の減、令和3年度につきましては10万9,712人で前年度比1,922人の減、令和4年度につきましては10万7,908人で前年度比1,804人の減となっております。

○中村（吉宏）委員

人口減少対策ということでいろいろやっていて、もちろん社会減を抑えていくのだということで進めてきている中で、数字の印象としては徐々に減少数が減ってきているのだという認識を数字上で持っております。いろいろな要因はあるのでしょうけれども、現実としては、年間2,000人の減少と言われている状況が、少しずつ改善してきているのだという印象を私は思っております。

さらに、人口減対策として取り組んでいくものとしては、前半に移住の対策についていろいろお伺いしましたけれども、実際に移住者が小樽のまちに居住をすることになった場合に、その住む場所をどう選んでいくのかということについてなのですが、当然、今、空いているお家を利用させていただくというのは非常に有効な手段という観点からお伺いしたいと思います。

空き家対策業務で、空き家に関する相談件数というのが92ページに示されているのです。これが225件という数字なのですけれども、この中で、市外からというか、そういう方も含めて、空き家を利用したいのだという相談件数というのがもし把握できていれば示していただきたいと思うのですが、ただ、いろいろな問合せのある中でなので必ずしも区分できるものではないのかと思うのですけれども、もしできていればお示しいただければと思います。いかがでしょうか。

○（建設）木村主幹

事務執行状況説明書における空き家の相談件数ということで225件と記載してございますが、この225件につきましては、空き家の近隣にお住まいの方や町内会の方などから、管理不全な空き家に対する苦情や相談の件数でありまして、空き家所有者側からのそういった相談というのも別件では押さえてございますけれども、数といたしましては、所有者側からの相談をここには記載してございませんけれども、令和4年度で95件、それから令和5年度の上半期で60件ほどの相談が所有者側から寄せられているというところでございます。

○中村（吉宏）委員

残念です。移住したいのだけれども、何かお家ないですかという相談ではないということなのですね。

今御説明がありまして、相談件数というか、そういうのはないのだというお話でしたけれども、一方、当市では、空き家の利活用については空き家バンクの制度というのを用意していると思いますけれども、これについて令和4年度の相談件数など把握しているものがあれば、お示しいただけますか。

○（建設）木村主幹

令和4年度の空き家バンクの相談件数ということですが、令和4年度は8件でございます。令和5年度の上半期でございますが、これまで2件の相談が寄せられております。

○中村（吉宏）委員

令和4年度で8件ということでありました。このうち、その土地あるいは空き家を利用したいのだけれどもというような相談というものがあつたのかどうかというのはいかがでしょうか、お示しいただけますか。

○（建設）木村主幹

空き家バンクのうち、利用者側からの問合せということでございますけれども、毎年数件はございますけれども、正確な件数としては押さえてございません。

○中村(吉宏)委員

そういった状況であったということで分かりました。本当に移住対策と連携してといいますか、うまくつながっていけば、さらにこの先いいのかというのは私の今の所感といいますか、感想です。他都市などの取組なども研究していきたいと私も思っております。

空き家に関する状況が分かりまして、もう一つ伺いたいのが子育て支援に関連するところなのですけれども、これは本当に市長が今、力を入れて取り組まれている、まさに重要な人口減対策というふうに認識しております。

これについては、ずっと小樽市として、子育ての相談窓口の一本化というような取組を行ってきたと思います。一本化した窓口についての相談件数というのを示していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○(こども未来)こども家庭課長

妊娠から出産まで、子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築するということで、子育て世代包括支援センターが設置されておりますけれども、こちらの相談件数といたしましては、令和4年度で539人、延べで551人の相談となっております。

○中村(吉宏)委員

この件数について、市内、市外からの問合せ等というのは分けられているのかどうか、分かれば示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(こども未来)こども家庭課長

相談時に、市内からの相談だとか市外からの相談という相談件数の把握は、正確にはしておりません。

○中村(吉宏)委員

市内外のところの状況は把握できていないということであります。

そのほか、子育て支援に関して、人口減対策という観点からということで先ほどからお話しさせていただいておりますけれども、そのほかの子育て支援策も含めまして、市外から市内に転入される方のフォローをした、あるいは相談を受けたというような数ですとか、やっている事業の中でこういうことを把握しているのだというものがあればお示しいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○(こども未来)こども家庭課長

転入された方が妊娠中の方であったりですとか、乳幼児のお子様がいらっしゃる場合につきましても、この子育て世代包括支援センターにうまくつながりますよう、転入時に様々な子育て情報を周知しているほかに、特に妊婦健診の受診表だとかの切替えだとか、転入前の市町村から小樽市への切替えですとか、乳幼児健診、こんにちは赤ちゃん訪問、こういったものの御案内の際に、事業の中で面談等を実施しております。

実際のところ、転入者として御相談いただいた形での面談の件数としましては、令和4年度で86件となっております。そういった形で妊娠、出産、子育てにおける様々な悩みを抱えた方への対応を実施しているところでございます。

○中村(吉宏)委員

市内の居住の方ももちろんなのですけれども、市外から転入される方に対してのフォローというのは引き続き行っていたきながら、私が思ったのは、こういったフォローを今しっかりいろいろやっているのですということですから、こういったものも主張しながら人口減対策といいますか、移住等も含めて妊産婦、それから子育て世代の方が安心して居住してくれるような呼びかけにつながっていけばいいのかということも今想定していた次第であります。

こうしたいろいろな子育て支援策というのを実施していき、少しずつ実績を積んできているというのを今確認させていただいている中で、一つ気になったのは、最後にこういった周知をどのように小樽市として行ってきたのかというところを確認いたしました。

この説明書の10ページに、ホームページの利用アクセスの件数が書いてあるのですが、令和4年度は758万2,836件という記載があります。これについて、令和3年度、令和2年度の数字というのをお示しいただけますでしょうか。

○(総務)広報広聴課長

令和3年度と令和2年度の数値について申し上げます。まず令和2年度から申し上げますけれども、令和2年度までは全体のアクセス数は集計していなかったのですが、トップページのアクセス数は122万8,129件でした。そして翌年の令和3年度は、全体として860万4,694件、トップページは93万9,644件、前年比28万8,485件減で、比率としましては23%減となりました。

そして令和4年度につきましては、全体としては102万1,858件減の12%減、トップページは22万5,280件減の24%減となっていて、アクセス数は年々減少している状況でございます。

○中村(吉宏)委員

これから質問で、やはり移住に必要なというか情報を皆さん収集するにはホームページからなのかというところを考えていたのですが、今数字が増えてきているのかと思ったら減少していると。

令和4年度についてはこういった現象なのかもしれませんが、アクセス数が少ない、減少しているということについて、何か原因等をお考えのところがあればお示しいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○(総務)広報広聴課長

原因の一つとして考えられるのは、やはり新型コロナウイルス感染症の流行ではないかと考えております。令和2年度の前の令和元年度のトップページのアクセス数が71万3,073件だったので、令和4年度のアクセス数と大体同じ数値になっております。

令和2年度、令和3年度の2年間は、新型コロナウイルス感染症に関するページのアクセス数が上位を占めておりまして、毎日のように陽性者数を公表したり、自宅療養のお知らせですとかワクチン接種等についてホームページに情報を掲載していましたので、市民の関心も高く、アクセス数も多かったのではないかと考えております。

今後もこのアクセス数の推移については把握いたしまして、どんなページがよく見られているのかですとか、その状況、原因や対策について考えてまいりたいと思っております。

○中村(吉宏)委員

やはりここでも新型コロナウイルス感染症の確率変動的なような状況要素が生じたのだという分析があると、そういった理由もよく分かりました。

そこでお伺いしたいのですが、今、人口減対策ということを踏まえまして、いろいろな施策の展開についての確認をしてきましたが、こうした取組、子育て支援もそうです、移住もそうです、空き家の情報とか、そういったものを含めて、横断的な行政のサービスなどの情報を把握できるようなページというのが用意されているのかということなのかもしれませんが、令和4年度についてはそういったことを意識されたページの用意があったのかどうか、事業を行ったのかどうか、お示してください。

○(総務)広報広聴課長

本市のホームページを構成する各ページについては担当部署ごとに作成し管理しておりますので、一つの施策について横断的に把握できるようなページというのはあえて作らないと。作れないというか、そういうページの作り方はしていない状況でございます。

複数の部署にまたがるような、そういう政策的な情報を一つのページにまとめていくというようなことについては、その担当部署間の協力や連携が必要になると思っておりますので、ホームページ全体を所管している広報広聴課としましては、そのようなページの作成については庁内の協力、助言、調整等を行ってまいりたいと考えております。

○中村(吉宏)委員

最後にまとめて聞きますけれども、今、横断的な情報の捉えがないのだと、例えば今、人口減対策で大きな柱とすれば移住、移入が大きなテーマだと思うのですが、こういうことについてもすぐ、見たい方が見られるようなページ、そして、欲しい情報がまとまっているということは必要なのだと思うのですが、そういったページの用意がないのか、あるいは、ほか全般で小樽市が関連するところでそういった用意がないのかというのを確認させていただきたいと思いますのが1点。

さらに、私がホームページを見たとき探し当てられなかったのです。もう少し探しやすいような配置をしてもらえたらいいというのが要望で1件。

最初の1件の質問について答弁いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

移住の関連のホームページにつきましては、市のホームページとは別に、移住情報サイトというものを令和4年度に開設し、内容の充実を図っているところでございます。市のホームページとは異なり、部署ごとの情報ではなく、仕事を探す、住まいを探す、子育て・教育情報、移住体験談やQ&Aなど、移住を検討されている方が検索しやすいように、目的別にパッケージ化して情報発信しております。

それと市のホームページから、この移住情報サイトへ、なかなか見つけづらい、行きづらいという御指摘なのですが、一応、小樽市のホームページのトップページの一番大きな画像のところに移住情報サイト「笑になるおたる」へリンクするバナーは貼ってあります。情報を貼ってあるのですが、なかなか下の階層といいますか、「小樽市への移住を応援します!」というページまで行きますと、本当に見てほしい移住情報サイト「笑になるおたる」というページにたどり着きづらいというのがありますので、少しこの市のホームページの中の「小樽市への移住を応援します!」というページを整理して、移住に特化した移住情報サイトへ誘導しやすいように少し工夫することを検討してみたいと思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○橋本委員

◎狂犬病の予防接種について

狂犬病対策費についてお伺いいたします。

最初に、この事業の根拠法令と目的について御説明ください。

○(保健所)生活衛生課長

御質問のありました法的根拠につきましては、狂犬病予防法であります。

目的としましては、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し及びこれを撲滅することを目的としております。

法第4条では、犬の登録、変更、死亡について、同法第5条では狂犬病の予防注射について、同法第6条では離れた犬の抑留について定めております。

○橋本委員

では、令和4年度の決算額約1,100万円のうちの内訳の説明をしていただき、併せて直近3年間の決算額について御説明ください。

○(保健所)生活衛生課長

内訳は、犬管理所の管理手数料、委託料です。それと離れた犬を捕獲するための手数料、あと、予防注射の関係手数料という形になっております。

それと、直近3年間の決算額につきましては、令和2年度が1,055万5,834円、令和3年度が1,011万6,703円、令和4年度が1,185万8,513円となっております。

○橋本委員

大体1,000万円以上かかっているということが分かりました。

犬を飼う場合、登録申請が必要になるということも今説明いただきましたが、登録申請の内容と手続の流れを御説明ください。

○(保健所)生活衛生課長

犬の登録手続につきましては、狂犬病予防法に基づきまして、所有者の住所、氏名、犬の所在地、種類、生年月日、毛の色、性別、名前を記載してもらいまして、手数料として3,000円を徴収しております。そして犬鑑札を交付しております。

○橋本委員

次に、予防注射に関してなのですが、こちらは年に1回接種しなければならないと法令で定められておりますが、予防注射を受けさせなかった場合、どのような罰則があるか、また、過去に罰則を受けたケースがあるか、御説明ください。

○(保健所)生活衛生課長

罰則についてですが、狂犬病予防法第27条第2項によりまして、犬の予防注射を受けさせなかった場合には20万円以下の罰金に処するとされております。

また、過去に市内で罰則を適用した事例はありません。

○橋本委員

予防注射の対象者に郵送によって周知していると認識しているのですが、この周知内容と、令和4年度の対象者の数と接種数はどのようにになっているか、御説明ください。

○(保健所)生活衛生課長

周知の内容につきましては、狂犬病予防注射の料金、あと注射済票の交付手数料、集合注射の日程、委託動物病院の案内、登録事項に変更がある場合や死亡した場合に連絡を促す案内を記載しております。

あと、令和4年度の対象頭数は4,251頭で、うち接種頭数は3,222頭でした。

○橋本委員

この対象者というのは、狂犬病予防法第4条第2項で言う原簿に記載されている数ということでよろしいでしょうか。

○(保健所)生活衛生課長

対象者は原簿に記載されている数から亡くなった数であるとか、転居した数、そういったものを引いた数としております。

○橋本委員

死亡した数というのは、原簿に残っていても死亡しているというふうに判断できる基準が何かあるということなのでしょうか。

○(保健所)生活衛生課長

例えば、開業獣医から届出があったり、そういうような数を引いております。

○橋本委員

死亡しても原簿に残っているという場合があるということなのですね。原簿の数がそのまま、要は生きている犬の数ではないということでよろしいでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

死亡届が出てくるとそこで削除という形になりますし、開業獣医で亡くなったということが分かっている情報があれば、後で削除するような形になりますので、残っていることはあるかと思います。

○橋本委員

対象者1人に対して多頭飼育、複数飼育している方もいらっしゃると思うのですが、この複数飼育している方への周知は、原簿に載っているものの枚数が届くということで理解してよろしいでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

飼育者1名が複数飼育している場合に関しましては、1通の案内で複数頭数の案内、1人で5匹を飼っていれば、そこには一件一件送るのではなくて、5枚まとめて送っているというような状況になります。

○橋本委員

今のお話ですと、本来は原簿に記載されている頭数と、対象者または接種数というのがある程度同等に近い数になるのかというふうに考えるのですが、今のお話ですと、死亡届が未届けだったりする場合もあり、また、それ以外の理由も何かある場合で、その数には必ずしもならないという認識であるということでお間違いないでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

委員のおっしゃるとおり、イコールという形にはなっていないと考えております。

○橋本委員

次に、予防注射後に注射済証と注射済票というのが交付されると伺いましたが、その違いと交付の流れを説明していただけますでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

注射済証は、獣医師が狂犬病の予防注射を行った際に交付しなければならないものでありまして、注射済票は、所有者から注射済証の提示があった場合に、市町村長が交付しなければならないものとなっております。

○橋本委員

狂犬病予防法第5条第3項で、注射済票を犬につけていなければならないというふうに定められていると思いますが、私の実感でもありますけれども、私がたまたまなのかもしれないですが、あまりきちんとつけているのを、見たことがないように思うのですが、この市の注射済票の装着の状況についてなど、何か認識があれば伺いたいのですが。

○（保健所）生活衛生課長

御質問ありました注射済票の関係なのですが、委員のおっしゃいますとおり、狂犬病予防法第5条第3項では注射済票を犬につけておかなければならないということなものですから、我々でも、鑑札交付時には犬につけるように説明はしております。

○橋本委員

今お話にもありましたが、鑑札についてですけれども、鑑札の法的根拠をもう一度説明していただいてよろしいでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

犬鑑札の関係の御質問ですが、狂犬病予防法第4条第2項で、市町村長は、登録の申請があったときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならないとされております。また、同条第3項で、この鑑札

を犬に着けておかねばならないというふうにされております。

○橋本委員

鑑札というのは、新規に登録した場合と再交付の2件のみに交付されるというふうに理解していますが、交付状況を直近の3年間の推移について説明してください。

○（保健所）生活衛生課長

犬鑑札の直近3年間の交付枚数ですが、令和2年度が新規294頭、再交付が1頭、令和3年度が新規291頭、再交付が2頭、令和4年度が新規392頭、再交付はゼロとなっております。

○橋本委員

次に、飼い犬が死亡した場合の届出について、これに関する法的根拠も説明してください。

○（保健所）生活衛生課長

飼い犬が亡くなった場合の法的根拠ですが、狂犬病予防法第4条第4項で、犬が死亡したときは、30日以内に、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならないというふうにされております。

○橋本委員

犬が死亡したときに30日以内にその犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならないというふうな法令になっておりますが、現在、市のホームページの死亡届の記載はあるのですけれども、その期限についての記載は、私が昨日、見た時点でもなかったのです。それについては何か理由はありますでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

今、委員のおっしゃいましたとおり、ホームページ上では、犬が死亡した場合の手続の案内は掲載しておりますが、30日以内に届け出ることについては掲載しておりませんでしたので、ここは掲載するようにしたいと思います。

○橋本委員

あと、ホームページにもありましたが、犬の死亡届には鑑札と注射済票を添付することになっていると記載がありました。同じ記載の裏に、ファクスや電話での届けもできますというふうに並んで記載もあるのですけれども、この場合の鑑札などの添付書類に関してはどのようになりますでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

こちらに来所する方が困難な方もいらっしゃいまして、最近というか、電話で受付をする場合もあるのですが、その場合は、鑑札と注射済票につきましては、手元にある場合については保健所へ返却するように説明はしております。

○橋本委員

今回この質問をするに当たり、私もいろいろ調べてみたのですけれども、もともとこちらは、令和3年の決算特別委員会で当会派でも一度質問しております。そのとき市民の方から、飼い犬が亡くなってから何年もたっているのに毎年、予防接種の封書が届くという話を聞いたことをきっかけに質問しておりました。

その後、市として飼い犬の飼育頭数を把握できているのかという思いもあり、再度質問させていただいたのですけれども、今回の御答弁をいただいて、犬を飼うに当たり、死亡した場合の一連の作業、その死亡届をきちんと出してくださいという周知というのが、ある程度お便りの中などにも記載があるということでしたけれども、実際に届出が出ていない場合が数字の乖離に現れているのかと思うと、ここを1回考えてみてもいいのかという問題点ではないのかというふうに思いました。

今お話しした市民の方は結局、死亡届を出していなかったというのが分かったそうなのです。そういう方が多い場合、正直無駄な事務費が発生しているということになるのですけれども、封書の郵送にかかる費用は1通どれぐらいで、令和4年度は全体でどれぐらいかかったか、お示してください。

○（保健所）生活衛生課長

令和4年度の予防接種の対象者の案内総数は3,456件で、郵送料は25万3,228円かかっております。1通当たりの値段は把握していません。

○橋本委員

1通の金額というのは、恐らく郵送ですから100円もしないと思うのですが、こういった細やかなところもきちんと対応していただければという思いがありますので、どうぞよろしくお願いします。

◎不登校児童への支援について

次に、不登校児童対策について伺います。

教員研修会で、不登校対策研修会、そして、いじめ問題対策研修会というのが令和4年度には1回ずつ計2回行われておりますが、こちらの研修会内容と、直近の3年間の参加者別の人数を御説明ください。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

まず不登校対策研修会の研修内容と参加人数についてですが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、研修会の開催を見送りました。

令和3年度は、新たな不登校を生まない学級づくりや不登校児童・生徒に対するICT支援などについて、オンデマンドで外部講師による講演動画を配信しました。

令和4年度は集合形式で2回実施し、1回目は、子供に寄り添った対応などについて保護者と教員が意見交流を行い、2回目は不登校児童・生徒の支援の在り方について、教員を対象に外部講師による講演を行いました。

参加人数は、令和3年度が131名、令和4年度が60名となっております。令和5年度につきましても、前年度同様に1回目の研修会を開催したところであります。

次に、いじめ問題対策研修会の内容についてですが、令和2年度と令和3年度につきましては、いじめ問題への対応に関する今日的な課題について、令和4年度は、本市の現状を踏まえたいじめの積極的な認知についてなどの内容で講師による講演を実施し、参加人数は、令和2年度が207名、令和3年度が582名、令和4年度が527名となっております。

○橋本委員

では、不登校児童・生徒として数えられている人数も直近3年間分、小・中学校別にお示しください。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

本市の不登校児童・生徒数についてですが、公表されている人数でお答えしますと、令和2年度は小学校49名、中学校117名の合計166名、令和3年度は小学校67名、中学校129名の合計196名となっております。令和元年度につきましては、小学校46名、中学校112名、合計158名となっており、令和4年度に関してはまだ公表されておられません。

○橋本委員

続いて、教員の人数も直近3年間分お示しください。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

本市の教員数についてですが、各年度5月1日現在の数字で申し上げますと、令和2年度は小学校321名、中学校206名の合計527名、令和3年度は小学校320名、中学校213名の合計533名、令和4年度は小学校316名、中学校203名の合計519名となっております。

○橋本委員

令和3年度と令和4年度、この研修会は2回それぞれ行われていまして、不登校対策といじめ問題の研修会はそれぞれ趣旨がもちろん違うので別に今お答えいただいたのですが、私は関係性もあると捉えて、また、この令和4年度事務執行状況説明書の参加人数というところに合わせた数が示されていまして、2回開催したというふう

に申し上げました。

令和2年度から見ますと、参加人数というのが若干減っているようですけれども、その原因と思われる理由があれば、お示してください。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

参加者が減少している理由につきましては、令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、教員を対象としたオンデマンドで研修会を実施しました。オンデマンドによる研修は集合形式と異なり、参加者が自分に都合のよい時間や場所を選べることから、多くの参加があったものと考えております。

○橋本委員

新型コロナウイルス感染症が原因であったというのは分かりました。コロナ禍でもこのように継続して取り組んでいただけたということは、すごくすばらしいと思っております。

ただ、教員の人数をお聞きしましたが、令和2年度に1回開催されている会には、おおむね教員全員が研修会に参加されているのかというふうに理解したのですが、若干、新型コロナウイルス感染症の影響もありましたけれども、この参加する教員の方はどのように決めているか、そのような理由があればお示してください。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

不登校対策研修会に参加する教員の学校での役割についてですが、各学校の校長や教頭をはじめ、校内の生徒指導や不登校対応の担当教員、児童・生徒の相談相手になることが多い養護教諭に加え、不登校児童・生徒をクラスに抱えている学級担任が参加しております。

○橋本委員

次に、研修会の保護者への参加へのお知らせ方法と、この研修の内容が参加される保護者にも参加してほしいような内容であるかということを御説明ください。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

研修会の保護者への周知についてですが、市教委から案内文書を学校を通じて保護者に配布して周知しております。

なお、不登校児童・生徒は案内文書が受け取ることが難しい場合もあることから、担任が家庭訪問等の際に案内文書を御家庭に届けるとともに、メール等の様々な方法で工夫しながら保護者に周知している学校もあるとの報告を受けております。

また、研修会においては、子供に寄り添った取組を学校と家庭がそれぞれの立場で一緒に考える機会と捉え、意見交流を行っております。

○橋本委員

私は今回の第3回定例会で、不登校児童・生徒の保護者への支援が必要ではないかという質問に対しまして、取組の一部としてこの研修会は保護者全員へお知らせしますという御答弁でした。しかし、保護者の参加というのがそのときの御答弁でもかなり少なかったこともあり、令和4年度事務執行状況説明書を確認して、今回改めて質問させていただきました。

参加している保護者の方の中には、不登校児童・生徒の保護者だけではない方ももちろん参加していると思いますが、実際に不登校児童・生徒の保護者はどれぐらいいるのかというのを把握しているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

令和4年度及び令和5年度に開催した研修会に、不登校児童・生徒の保護者に参加していただいていることを確認しております。

○橋本委員

人数は少なくとも参加している方はいるということです。

最後にですけれども、この研修会を行って、出た課題や実際に取り組んだことはありますでしょうか。

○(教育)学校教育支援室青柳主幹

研修会の取組と課題についてですが、研修会において、学校と保護者が子供の居場所づくりなどを一緒に考えることや悩みを共有することは、研修会の協議が深まり、その後の対応について効果があるものと考えますが、保護者の参加者が少ない現状であります。

課題としましては、不登校児童・生徒の要因は様々であり、一人一人異なることから、個に応じた対応を重視することが必要であると考えますので、市教委としましては、今年度からスクールカウンセラーを増員して学校への派遣日数を増やすとともに、スクールソーシャルワーカーの勤務時間を増やし、児童・生徒だけでなく、保護者が相談できる体制を強化したところであり、今後とも不登校児童・生徒及び保護者が相談したり学習したりする場の提供に努めてまいります。

○橋本委員

不登校児童・生徒の数が年々やはり増えている。ただ、令和4年度は、令和元年度に比べると子供の人数というのは500人ぐらい減っている中での増えている人数ということは、私もしっかり注視しながら、これからも勉強していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○横尾委員

◎妊娠・出産・子育て支援について

それでは、私からは、妊娠・出産・子育て支援について、事務執行状況説明書を参考にしながらお聞かせいただきたいというふうに思っております。

まずは、前提となる出生数の3年間の小樽市の実績をお聞かせください。

○(こども未来)こども家庭課長

本市の出生数ですけれども、令和2年度が411人、令和3年度が424人、令和4年度が376人となっております。

○横尾委員

だんだん減ってきているということを確認させていただきました。

それで、小樽市には子育て世代包括支援センターがありますが、改めて開設の経緯と、そこで行っている業務の内容をお聞かせください。

○(こども未来)こども家庭課長

子育て世代包括支援センターにつきましては、令和2年9月に開設しておりまして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築するといったことを目的としまして、主に妊娠ですとか出産及び育児に関する相談に応じたり、あと、必要な情報の提供だとか、サービスにつなげる支援等を行っております。

○横尾委員

それでは、そこで行っている赤ちゃん開放事業の令和4年度、令和3年度、令和2年度の3年間の実績と傾向、そして、その傾向の要因として考えられることをお示してください。

○(こども未来)こども家庭課長

まず赤ちゃん開放事業につきましてですが、令和2年度が66人、延べ118名、令和3年度が114人、延べ181名、令和4年度が151人、延べで321人となっており、増加の傾向となっております。

要因といたしましては、令和2年度が10月からスタートしているということ、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によりまして事業を休止するというような対応をしていたため、令和2年度は9回、令和3年度は16回、令和4年度は24回と、実施回数がこのようになったということによるものと思っております。

また、幼児開放事業につきましても、令和2年度が7人、延べで7人、令和3年度が16人、延べで18人、令和4

年度が27人、延べで59人となっております、こちらも増加傾向となっておりますが、こちらも先ほどと同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によりまして事業を休止するなどの対応しておりましたため、実質、令和2年度は1回、令和3年度は3回、令和4年度は6回の実施回数となっているものであります。

実施回数が増えて、令和4年度では、最終的には新型コロナウイルス感染症での休止というのがなくなりまして、これが実質フルで開催したものになるのですけれども、2年度、3年度につきましては、そういったことで実施回数が減っているため、人数が少し減っているというような状況でございます。

○横尾委員

子育て世代包括支援センターの相談というのが、令和4年度であれば539人、延べ551人というものがありましたけれども、これはどういった相談があるのか、その相談の内容というのはどのようなものなのか、お聞かせください。

○（こども未来）こども家庭課長

子育て世代包括支援センターの相談の内容ですけれども、この内訳の件数については正確な統計を取っておりませんが、主な相談内容といたしましては、出産に関する不安ですとか家族のサポートに関すること、また、里帰り出産に関することです。

また、第2子の出産の場合は、第1子との育児の両立に関することですとか、子供自身の発達面、そういったことに関する相談というのが挙げられております。

○横尾委員

ほかに総合健康相談とか発達相談というものもやっていると思うのですけれども、その内容とかぶっているもののでしょうか。先ほど発達の相談もあったということですが、これをもう一回お聞かせください。

○（こども未来）こども家庭課長

総合健康相談ですとか発達相談につきましては、特に発達相談につきましては健康、乳幼児健診等の場において実際に子供の状態を見ながらということでお母さんたちが来られる場合が多いかと思いますが、今回、包括支援センター相談の中で寄せられる相談に関していいますと、例えば、本当に産まれたばかりの状況で体重の増加が適正なのだろうかとか、栄養がしっかり取れているのかどうかだとか、離乳食の切替え時期はどのぐらいでいいだろうかというような、例えば具体的なお子さんの体重だとか、ミルクの飲み方だとか、そういったものと併せて御相談に来られる方が非常に多いかと思っております。

○横尾委員

子育て世代包括支援センターの細かい相談なのですけれども、それこそ、そういった細かいものも、一応、分類すれば、どういったことで悩んでいるかというような基礎データとして深く関わることができると思うのですけれども、分類されていない理由というのは何かございましたか。

○（こども未来）こども家庭課長

まさにおっしゃるとおりだと思いますので、ある程度まとめた分類にして統計していきたいというふうに私も考えてございます。

○横尾委員

539人、延べ551人の声が聞こえるということなので、ぜひいろいろなニーズを把握するといったことで使っていただきたいと思います。

あと、ここには思春期相談というものもあるのですけれども、これの実績ゼロ人となっておりますけれども、もし過去3年分が分かればその実績と、これは今も行っているものなのか、これは子育て世代包括支援センターとなっても行っているのか、確認させてください。

○(こども未来) こども家庭課長

思春期相談の内容につきましては、主に12歳から18歳頃まで、年齢はあまり限定しておりませんが、いわゆる思春期と呼ばれる時期に抱えやすい心身の成長に伴う悩みに応じるものでありまして、過去に実績のあった相談は、妊娠等に係る相談、思春期の時期に妊娠等に係る相談ということでありましたけれども、令和2年9月に子育て世代包括支援センターの設置に伴いまして、妊娠に伴う相談というのは、子育て世代包括支援センターの相談として取り扱っております。

思春期相談につきましては、それ以外の心身の成長に伴う悩みというところに分類しておりましたけれども、今年、昨年と子育て世代包括支援センターを設置して以降、そういった相談はなかったものというふうに捉えてございます。

○横尾委員

もう一つ確認させていただきます。総合健康相談とか発達相談もそうなのですが、これらも子育て世代包括支援センターで行っていると思うのですが、ここで相談するための予約の手段はどのようになっていますか。

○(こども未来) こども家庭課長

子育て世代包括支援センターにおける相談につきましては、主に個別面談ですとか電話による相談になっておりますけれども、面談による相談の予約につきましては、主に電話での予約というふうになっております。

○横尾委員

今まさにほかの事業でも、例えば母子手帳のアプリケーション「母子モ」だとかで予約するようになっているのですけれども、これが電話での受付になっている理由は特に何かありますか。

○(こども未来) こども家庭課長

電話による予約というのが基本になっておりますけれども、ホームページにメールアドレスも載っておりまして、そこに何らかの相談とか、そういったことも実際はメールで来る場合がございます。そういったものにも対応はしているのですけれども、予約の仕方につきましては電話に限らず、今後はメールも含めて検討していきたいと思っておりますので、今後はそのようにしていきたいと考えております。

○横尾委員

今、子育て世代包括支援センターのお話を聞かせていただきました。新型コロナウイルス感染症もありましたけれども、しっかり開催されればニーズがあって、しっかりと活用されると、そういう状況も確認できましたし、この名前がついたことで明確になった部分もあって、思春期相談というのものなかなか、逆にここへ相談していいのかという部分もあったりするのかということ、そして、ぜひ若い世代がいますので、もっと気軽に相談の予約ができるようなことはしっかり考えていただければ、まだまだこういったニーズもつかめるのかというふうに思っております。生まれてくる子供の数は減っているのに、こういったものが増えていっているということは、やはりニーズを少しずつ捉えているのかというふうに感じました。

また、ほかのものを聞かせていただきますけれども、まず母子手帳の交付についてお聞きしますが、改めて交付場所とその交付している場所が複数あれば、令和4年度の内訳でお聞かせください。

○(こども未来) こども家庭課長

母子健康手帳につきましては、子育て世代包括支援センターが設置されております保健所庁舎、それから塩谷サービスセンター、銭函サービスセンターの3か所で交付してございます。

令和4年度のそれぞれの交付数につきましては、子育て世代包括支援センターの場所では335件、塩谷サービスセンターでは5件、銭函サービスセンターで37件の合計377件の交付数となっております。

○横尾委員

それで、この交付をするときに面談等は行っていますか、お聞かせください。

○（こども未来）こども家庭課長

母子健康手帳を交付する際に面談等は行っておりまして、妊娠や出産等に係る相談に応じております。

また、母子健康手帳交付時に何らかの理由で面談ができなかった場合や、塩谷サービスセンターや銭函サービスセンターにおいて交付した場合というのは、電話等で連絡を取りまして、面談や電話相談で対応もしております。

○横尾委員

ということは、塩谷サービスセンター、銭函サービスセンターの方は、面談は電話のみということでしょうか。会って面談できているのでしょうか。もう一回確認させてください。

○（こども未来）こども家庭課長

今おっしゃられました塩谷サービスセンターや銭函サービスセンターにおいて交付した場合につきましては、電話で連絡を取りまして面談等の調整等を図るのですけれども、基本的には、こちらに来てもらうなどということが難しかったりもする場合があります。電話の中で聞き取りする場合があります。もちろん面談につながる場合もございますけれども、基本的には電話が多いかと思います。

○横尾委員

基本的には面談をする、でも調整がつかない場合は電話で対応しているということなのか、それとも電話を基本にして会えれば会うみたいな話なのか、もう一回そこを確認させてください。

○（こども未来）こども家庭課長

基本的には面談を中心としております。調整がつかない場合については電話という形になっております。

○横尾委員

まずは母子手帳交付のときに、しっかりと妊娠された方にお会いする。またはどうしてもお会いできない場合は電話等でしっかりと聞き取りだとか、そういった相談に乗れるという部分は体制がつくれているのは確認させていただきました。

次に、こんにちは赤ちゃん事業があります。これは乳児家庭全戸訪問事業ですけれども、こちらの令和4年度の実績をもう一回確認させていただけますか。

○（こども未来）こども家庭課長

乳児家庭全戸訪問事業、いわゆるこんにちは赤ちゃん事業でございますけれども、家庭の中でお母さん、お父さん、子供と含まれている数字でございますけれども、令和4年度につきましては381家庭延べ765名となっております。

○横尾委員

こんにちは赤ちゃん事業の訪問数が381家庭というふうになっていたのですけれども、母子手帳の交付は先ほどの令和4年度の数を足すと377家庭。この違いについてはどのように捉えればよろしいですか。

○（こども未来）こども家庭課長

母子手帳の交付につきましては、妊娠届が出た段階での交付数ということになっておりまして、実際こんにちは赤ちゃん事業は、そのとき生まれて主には4か月以内に訪問するというようになっておりますので、多少のタイムラグが少しあるかと思います。あと、おおむね転入ですとか転出だとかということで、実際その違いというのが少し出てくるかと思っております。

○横尾委員

それでは出生数との違いはどのように見ればよろしいですか。

○（こども未来）こども家庭課長

こちらの出生数ですけれども、冒頭お話ししました令和4年度が376人となっております。令和4年度のこんにちは赤ちゃん事業が381人。若干多いですけれども、こちらも出生した日から訪問までの日数である4か月間、大体

が1か月以内には行けるのですけれども、そういったタイムラグの部分と、転出、転入というところがこの数値の異差になっているかというふうに考えております。

○横尾委員

そうすると、こんにちは赤ちゃん事業もしっかりと行けています、そのほかに転出、転入での誤差があるというような説明だったと思いますので、母子手帳の交付、そして、こんにちは赤ちゃん事業ではしっかりと生まれてくる赤ちゃん、また、妊産婦の方に対して、対応ができていているという捉えでよろしいでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

こんにちは赤ちゃん事業につきましては、令和4年度で対象者に対しまして実施数が96.9%という、おおむね高い実施率で推移してございます。新型コロナウイルス感染症等も含めまして様々な理由で訪問を拒否される方もいらっしゃるかもしれませんが、実施率につきましては高くなっていますので、おおむね実施しているのかというふうに考えております。

○横尾委員

ここの数字だけでは分からない部分もあるということで確認させていただきました。

続いて、産後ケア事業についてお伺いいたします。

産後ケア事業について、事業の内容と、これに利用者数を書いてありますけれども、訪問型とデイケア型というのがあるそうなので、それぞれの利用者数の実績、そして、その傾向をお示しください。

○（こども未来）こども家庭課長

産後ケア事業につきましては、出産後に母子の心身の不調ですとか育児不安だとか、そういったことに対するケアということで、助産師の訪問ですとか、それからデイケア型ということで、病院等で訪問して集まって、一定時間過ごしていただくというような事業でございますが、令和2年度につきましては、デイケア型のみを実施しております、令和2年度は2名の方が利用されて延べ5名の利用がございました。

令和3年度につきましては、この年度からアウトリーチ型ということで、例えば、デイケア型は病院等に訪問して1日、半日、子供と一緒に過ごして、いろいろな育児のケアについて助産師の助言を受けるというものなのですが、アウトリーチ型につきましては、自宅に助産師と保健師等が訪問いたしまして、育児に対するケアの指導を受けるという形になってございます。

令和3年度はデイケア型が1名、延べ1名、アウトリーチ型が10名、延べ11名の方、合計で11名、延べ12名の方が利用されております。令和4年度につきましては、デイケア型が17名、延べ26名、アウトリーチ型が30名、延べ35名ということで、合計47名で延べ61名の方の利用となっております。

○横尾委員

この傾向と要因についてはどのように考えられていますか。

○（こども未来）こども家庭課長

産後ケアの利用実績ですけれども、アウトリーチ型も増やしまして年々増加傾向にはあるかと思っております。特に令和4年度からは利用料を無償化したことによりまして、利用の増加につながっているものと考えてございます。

○横尾委員

この利用料の無償化については、対象者に要件などがありますか。

○（こども未来）こども家庭課長

基本的には現状対象者の要件等はございません。全員が無償化ということになっております。

○横尾委員

ホームページでチラシも見させていただきましたけれども、無償だという表示はされていなかったのですけれど

も、これはどのようなお考えであったのか、お示してください。

○（こども未来）こども家庭課長

無償化の周知につきましては、ホームページの頭部の中と、あと母子手帳交付時にチラシと一緒に渡している一覧表というのがありまして、その中に無料ということで記載させていただいてはいたのですが、特に令和5年度の産後ケアのチラシの中には、この利用料金の記載はなくなっていたものですから、当該チラシのみだけで料金がやはり分からないということもありまして、誤解を生むように思いましたので、そこは改善していきたいというふうに考えております。

○横尾委員

私も調べさせていただいて、リンク先の小樽協会病院のサイトも確認しましたがけれども、無料（非課税世帯）というような記載もあったり、少し分かりづらい部分がありました。これは利用者の数から見ると、無償化にしたことがやはりニーズに合った、もともと潜在していたものがしっかりと利用されていることにつながっているのかと数字では見られると思います。しっかりとこの周知、無償化と分かっているのは、やった本人は分かりますけれども、もらうほうは分からない部分あります。ランチがついていると書いていますけれども、ランチがついているのであればお金がかかるのではないかなということがあるのですけれども、何も書いていないということになりますので、ぜひそれもやっていただきたいなというふうに思います。

それで、ここまでいろいろなお話を聞かせていただきましたけれども、こういった数字が載っておりますが、子育て支援対策について、市民にしっかり充実している、または不足しているというような主張となるのはどのような数値になると考えているのか、お聞かせください。

○（こども未来）こども家庭課長

子育て支援が充実しているというのはどういった指標なのかということだったのですが、第7次小樽市総合計画において、妊娠・出産・子育て支援の充実というところにおいて、育児相談の延べ件数がまず指標として設定されております。基準値としましては335件、目標値は600件というふうになっております。

また、もう少し広く捉えて市民アンケートの指標というのもございまして、子育てがしやすいと感じている市民の割合という指標が設定されておりまして、基準値といたしまして22.0%で、目標値については基準値よりも増えるというふうに設定されているところでございます。

○横尾委員

今事業の中で、子育て支援が充実しているという市民の部分の大きな指標は分かったのですが、こういった事業をやっている中で、例えば年に何回やる、何組、これは人数と書いてあるので何組が来ているかは分かりませんし、赤ちゃんの人数が何人かというのは分からないのですけれども、その辺がまだまだ最大値まで足りないとか、そういったところでまだ足りないとか、もう少し充実させなければというようなところの捉えはされないのか、お聞かせください。

○こども未来部長

ただいま、こども家庭課長から答弁いたしました総合計画上の指標の数値につきましては、具体的には先ほど育児相談の延べ件数として目標値600件としていたところ、令和3年度の実績ではありますけれども789件となっております。

それから、子育てしやすいと感じている市民の割合につきましては22%の基準値よりも増ということで、こちらも令和3年度の実績としましては24.3%というふうになっております。

この総合計画上の指標の数値はクリアしているものというふうに考えております。ただ、それで安心しているわけではなくて、日々いろいろな時代の変化もありまして、子育て支援に対するニーズというものは年々、多岐にわたってくると考えておりますので、その都度、市民の声なども聞きながら、しっかりニーズに対応できるように、

いろいろな事業について検討してまいりたいというふうに考えております。

○横尾委員

各課長、次長、部長たちはそういった指標という部分は大事にすると思うのですが、実際に業務している係員、係長たちが、実際に自分たちの業務がこういった子育て支援、そして、人口減少対策につながっていくのだと、市長も言われていましたけれども、そういったもので、では何ではかっていくのかというのを持つのも大事なのかというふうに思いました。数的には、赤ちゃん開放事業でも年24回できたら192組は来られるだろうというところでのこの人数ですから、もっと周知すればいいのではないかと、もっと工夫すればいいのではないかと考えています。

私は以前から言っているのですが、この子育て世代包括支援センターもそうですが、もっと保健所の建物に来てほしいが駐車場も少ないですし、バス停からもある程度歩きます。子供を連れていくのにも大変だという部分では、商業施設の中だとか、もっと人がいる場所に本来はあったほうがいいのではないかと。そういったふうになると、本当に子供たちが気軽に寄ってくる、お母さんたちが買物途中に寄ってくる、そういったどろんどろん人の中に出てくるというものがいいのではないかと。まさにこの数字は、子育て世代包括支援センターとして明確にして、しっかりその体制を整えれば、子供が減っていたとしても、こうやって使ってくれる人がいるということを証明しているのかと思いますので、しっかりとそのことを今後、訴えていきたいと思っています。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時39分

再開 午後3時10分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

みらいに移します。

○中村（岩雄）委員

それでは、令和4年度事務執行状況説明書から質問をいたします。

◎職員の進退について

まず職員の進退についてです。

事務執行状況説明書の9ページ、職員の進退について、これまで職員の欠員が続いている状況がありましたが、この状況が改善されてきたのかの視点でお聞きいたします。

まず増加、減少欄に入向等、出向等とありますが、これはどのような意味なのでしょう、お聞かせください。

○（総務）職員課長

入向等、出向等の意味ということでございましたけれども、ここには市長部局分の増減ということで記載しているのですが、教育委員会ですとか病院局、水道局などの他部局との間の人事異動で出入りするということを入向、出向というふうに呼んでおりますので、この入向等というのは他部局から市長部局へ転入した人数、それから出向等というのは、市長部局から他部局へ異動で転出した人数を意味しているものでございます。

○中村（岩雄）委員

それでは、減少の欄に増減区分で退職37名とありますが、その具体的な内訳、定年退職ですとか中途退職など、

その人数をお聞かせください。

○(総務)職員課長

退職37名の内訳ということでございますけれども、まず正規職員の定年退職が13名、正規職員の定年前での中途退職が18名、再任用職員が上限65歳までとなっていますけれども、この再任用の上限65歳に到達した満了での退職が4名、再任用職員でまだ65歳には達する前の中途退職が2名、これらを合わせて37名ということでございます。

○中村(岩雄)委員

それでは、年度途中で退職した職員の年齢、それから、その退職した理由もお聞かせください。

○(総務)職員課長

年度途中で退職した職員の状況ということでございまして、まず年齢ということで年代別ということで申し上げますけれども、まず20歳代が7名、30歳代が2名、50歳代が1名、60歳代は再任用となりますけれども2名で、これらを合わせて合計12名おりました。

それから、年度途中で退職した理由ということでございますけれども、公務外での傷病、病気を理由にしたものが1名で、ほかは一身上の都合ということで整理しておりまして、これは全員から詳細な聞き取りというのはできてはいないのですが、確認できたものとしましては、家族の介護の関係など家庭の事情であったりですとか、民間等への転職ということでということは聞いております。

○中村(岩雄)委員

次に、過去3年間の推移と、今後もこのような欠員状況が縮小傾向とはいえ続くのかどうか、現時点での見通しをお聞かせください。

○(総務)職員課長

まず過去3年間の定年退職、中途退職のそれぞれの人数の推移ということでお答えいたします。

令和元年度ですけれども、正職員の定年が16名、正職員の中途退職が13名、再任用の65歳満了が7名、再任用の中途退職が5名、合計で41名。令和2年度ですけれども、正職員の定年が16名、正職員の中途退職が19名、再任用の65歳満了が11名、再任用の中途退職が1名、これらを合わせて47名。続きまして、令和3年度が、正職員の定年が11名、正職員の中途退職が21名、再任用の65歳満了が10名、再任用の中途退職が3名、合わせまして計45名でございます。

それから、過去3年間の年度末ではなくて年度途中で退職した職員の年代ごとの人数をお答えいたしますけれども、令和元年度が20歳代1名、30歳代1名、40歳代が1名、50歳代1名、60歳代5名で合計9名おりました。次に、令和2年度ですが、20歳代が1名、30歳代が1名、40歳代が1名、50歳代が3名、60歳代が2名、合計で8名おりました。それから最後、令和3年度ですけれども、20歳代が3名、30歳代が2名、40歳代が2名、50歳代が3名、60歳代が3名、合計で13名おりました。

続きまして、欠員状況の今後の見通しということのお話でございましたけれども、令和5年度の欠員の状況というのは令和4年度よりは改善はしておりますが、この原因の一つというふうに考えております、いわゆる若年層の中途退職がありますけれども、こちらというのは本市に限らずに、国ですとかほかの自治体、それから民間企業でも最近、同様の傾向があるというふうには認識してございまして、今の若い世代の方々の仕事ですとか転職に関する意識の変化というものがあるのかと思っております。この若年層の中途退職の傾向というのは今後も続くのかというふうには考えています。

それが年度末近くで急に、いわゆる駆け込み退職というのでしょうか、それがありますと、やはり補充がなかなか難しく、そういうことで欠員が発生するという、あり得るのかというふうには考えますけれども、それらを含めまして、必要な職員数確保ということには引き続き、最大限努めてまいりたいというふうには考えてございます。

○中村（岩雄）委員

最大限の御努力をお願いしたいと思います。

◎行財政改革について

次に、事務執行状況説明書の13ページになりますが、行財政改革関係のうち、小樽市収支改善プランの推進として34項目の取組により、7年間の合計で36億円の効果を試算とありますが、その主な内訳と効果額をお聞かせください。

○（財政）佐藤主幹

収支改善プランの策定時におけます効果額試算が大きかった主な取組としましては、令和3年度実績より一部を統合してございますので、現在の32項目で主なものを申し上げますと、計画期間の7年間の合計で、「経常費全般の削減」では15億9,000万円、「職員定数の適正化による人件費の抑制」で5億4,600万円、「市税調定額の増及び収納率の向上」で3億9,200万円、「資産の有効活用・遊休資産の売却」で3億5,000万円、「ふるさと納税制度の更なる推進」で2億8,000万円の効果額を試算しておりました。

○中村（岩雄）委員

次に、収支改善プランの最終時期となる6年度、7年度に向けてもそれらの取組による効果が期待できるのか、削減策など新たな取組を考えているのかも併せてお聞かせください。

○（財政）佐藤主幹

収支改善プランにつきましては、令和4年度がちょうど中間年でありましたので、今回、令和4年度までの検証を行ったところですけれども、その結果、各取組で効果のあったもの、なかったものなどが見えてきたところでもありますので、来年度以降の効果につきましては、今後の効果が期待できるかどうかですとか、あるいは取組方自体も含めまして、現在検討を進めているところであります。

○中村（岩雄）委員

次に、公共施設の統廃合について、こども発達支援センターと小樽市立高等看護学院を教育委員会庁舎へ移転しました。このことによる職員の反応、それから学生の反応はいかがだったのか、お聞かせください。

○（こども未来）こども発達支援センター所長

こども発達支援センターでは、移転に伴うアンケートなどは特に行っておりませんが、事業所評価の自己評価の一環として毎年行っている、職員や利用者への調査から見てみると、施設の環境体制に関する質問で、職員からは、指導室の環境は、訓練室等のスペースの確保やバリアフリー化などが適切になされているというふうに伺っております。

○（病院）経営企画課長

小樽市立高等看護学院に関する御質問についてお答えいたします。

まず移転によるメリットについてでございますが、職員からは、旧堺小学校にはなかった視聴覚室を新設し、学生への教育環境を向上させることができた。また、実習室の設備が新しくなり実習室の有用性が高まったなどの声があります。学生からは、トイレがきれいに改修され、寒くないことがうれしいといった声を伺っております。

○中村（岩雄）委員

同様に、本庁舎の建設部と建設事業室庁舎を旧教育委員会庁舎へ移転・統合しましたが、そのことによる職員、利用者の反応とともに、メリット、デメリットについてもお聞かせください。

○（建設）庶務課長

建設事業室の移転・統合によるメリットとデメリットにつきましては、職員や利用者の反応について個々に意見を聞いているわけではございませんので、あくまでも日常業務における実感としてお答えをさせていただきたいと思います。

まずメリットにつきましては、建設部として一つに統合されたことにより、部内連携が円滑となり業務が効率的に遂行できるようになったことが最も大きいメリットとなると考えてございます。また、建設事業室が市中心部に移ってきたことで、緊急時における職員の参集ですとか、現場への急行がしやすくなったということが挙げられます。

それからデメリットにつきましては、特に利用者からの苦情等は来ておりませんが、徒歩で本庁と建設部の両方を利用されるお客にとっては、多少不便なのかというふうに認識してございます。

○中村（岩雄）委員

次に、令和4年12月、小樽市PPP／PFI手法導入優先的検討指針の策定に至る経緯、そして目的、効果についてお聞かせください。

○（財政）富樫主幹

まず指針の策定経緯でございますけれども、令和3年6月に、国の指針でありますPPP／PFI推進アクションプランが改定され、PPP／PFIのさらなる導入促進を図るべく、優先的検討規程を定めて運用することが求められる地方公共団体を、人口20万人以上都市から人口10万人以上都市の団体に拡大したことを受けまして、本市におきましても、令和4年12月に、小樽市PPP／PFI手法導入優先的検討指針を策定したところでございます。

次に、策定の目的と効果につきましては、本市におきましては、昭和30年代から40年代にかけて、多くの公共施設を整備してきたことから、今後、更新時期が集中することにより膨大な費用が必要になってくるところでございまして、財政的な制約が増す中で、民間活力を施設整備や維持管理に導入することを積極的に検討し、効果的、効率的な公共施設の整備と、質の高いサービスの提供により、魅力のあるまちづくりを目指しているといったところでございます。

○中村（岩雄）委員

それでは、この指針を基に、検討の実施を考えている事業あるいは想定している事業があればお聞かせください。

○（財政）富樫主幹

検討の実施を考えている事業につきましては、まず事業対象の種別でございまして、公共施設等の整備事業、公共施設等の運営委託事業、公共施設等の維持管理委託事業がございまして、

事業の規模といたしましては、整備に係る総事業費が10億円以上の公共施設整備事業もしくは運営及び維持管理に係る単年度の事業費が1億円以上の事業としているところでございます。

こうした状況から、PPP／PFI手法導入優先的検討を想定している事業でございまして、現在、新総合体育館に関する優先的検討を行っているところであり、今後、本庁舎整備などにつきましても、検討の実施を想定しているところであります。

○中村（岩雄）委員

本庁舎も検討しているということです。

次に、業務改善の推進で、業務負担の軽減や効率化が期待できる5業務を選定し、改善に向けた調査分析を実施とありますが、どのような調査内容だったのか。また、その調査を受けて、どのような業務に、どのような改善効果が見込めるという結果であったのかを具体的にお聞かせください。

○（財政）次長

調査の内容につきましては、令和3年度に実施した全庁業務量調査を参考に、業務負担の軽減や効率化が期待できそうな業務を五つ選定して行いました。戸籍関連事務では、相談問合せの対応に時間を要していることから、市のホームページなどで住民からの質問に自動で対応するAIチャットボットを導入して職員の負担を軽減する提案を受けており、これにつきましては戸籍事務のみならず、全庁的な運用を今月から開始したところでございます。

学校配当予算の執行、登記済通知書の処理業務、介護用品購入助成券、後期高齢者医療給付業務の四つの業務で

は、電子申請の導入や、紙書類をデータ化し、入力業務などを自動化するRPAというツールを導入することにより、作業時間を削減するなどの提案を受けており、登記済通知書については、紙書類をデータに変換するなどを進めております。

○中村（岩雄）委員

それと同じように、BPR、業務プロセスの改善についての研修会の目的と参加者数、研修後の効果について、受講した職員の感想などもありましたら、含めてお聞かせください。

○（財政）次長

業務改善研修につきましては、現在の業務の問題点を洗い出し、改善策を考えるスキルを身につけることを目的に実施して21名が受講し、8割の受講者が研修内容に満足またはおおむね満足と答えており、現在の課題に気づくことができた、実践的に学ぶことができたなどの意見がありました。

受講者は各自の業務において問題点の洗い出しなどを行っていますけれども、受講者はまだ少数でありますので、今後も研修を行い、業務改善を考えるスキルを身につけた職員を増やして業務改善を進めていきたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

引き続きの御努力よろしく願いいたします。

◎水産物のブランド化について

次に、事務執行状況説明書31ページ、水産物のブランド化関係について。

肉よりも魚の単価が高い、料理に手間がかかるなど、日本人が魚を食べなくなってきているという中、追い打ちをかけるように福島原発の処理水の問題で水産物の輸入規制がかかりまして、今ホタテなどの水産物の輸出額が減っております。このような状況の中で、水産物のブランド化関係の事業は、処理水問題以前からの実施事業ではありますが、水産加工品や魚の販路拡大に貢献するものと考えます。

そこでまず、水産加工グランプリ受賞商品のPRなどの取組として、情報誌への広告掲載によるPR活動とありますが、この具体的な雑誌名ですとか発行部数、それから掲載ページ数、掲載に要する額、掲載に至った経緯や目的についてお聞かせください。

○（産業港湾）農林水産課長

まず水産加工グランプリ受賞商品の広告掲載、PRについてでございます雑誌でございますけれども、事務執行状況説明書のとおり、8月、10月、1月というふうに3回記載してございます。

雑誌名なのですが、HO[ほ]という雑誌でございます。HO[ほ]の179号、令和4年8月25日発行で、発行部数は8万部で広告掲載ページ数は2ページでなっております、掲載金額は20万770円となっております。これが8月の分でございます。

10月に関しては、別冊HO[ほ]というのがありまして、こちらが令和4年10月15日発行の6万部で、1ページの広告記載で10万770円と掲載金額になってございます。

1月なのですが、同じくHO[ほ]184号、令和5年1月25日発行なのですが、これは8万部、1ページで10万770円というふうになってございます。合計40万2,310円という形になっています。

掲載に至った経緯や目的なのですが、小樽水産加工品ブランド推進委員会でグランプリ受賞商品のPR方法について議論した際に、書籍に残るもので宣伝する必要があるのではないかという意見があったことから、雑誌によるPRということを目的に行うこととしたものでございます。

○中村（岩雄）委員

次に、小樽のおさかな普及推進委員会への補助とありますが、この推進委員会の構成メンバーと人数、それから助成額、具体的な活動実績についてお聞かせください。

○（産業港湾）農林水産課長

小樽のおさかな普及推進委員会についてでございますけれども、委員会の構成メンバーでございますが、小樽市漁業協同組合、漁業者、水産加工製造販売事業者、そして小樽市の職員の総勢9人でございます。令和4年度の助成額につきましては37万7,064円というふうになってございます。

具体的な活動実績でございますけれども、1番目としては、PR宣伝推進事業ということで、ホームページやフェイスブックによるPRということをやっております。2番目としては、市内の市場と飲食店との連携によるPR事業ということで、市内五つの市場と34の飲食店に小樽水産物の、のぼりを掲出しました。3番目なのですけれども、地魚料理フェアということで、市内飲食店で小樽産の地魚を使った料理を提供するフェアということで、令和4年度の食材はタコということで、5店舗が参加していただいたところでございます。

○中村（岩雄）委員

地元での活動を引き続き頑張っていただきたいと思います。

次に、首都圏おさかなフェアの開催とありますが、具体的なフェアの内容、例えば、開催場所、開催期間、事業展開についてお聞かせください。それから、併せてお魚料理教室についても、会場や参加者数、その開催目的と効果についてお聞かせください。

○（産業港湾）農林水産課長

まず首都圏おさかなフェアの開催についてでございますけれども、こちらは10月と2月にやっているのですけれども、目的は小樽市のお魚の知名度向上を図るため、首都圏の社員食堂で期間限定メニューを提供させていただきということでございます。令和4年度につきましては、みずほ銀行大手町本部でございます。10月にやったのが北海道フェアといいまして、小樽市を含めて道内の6市、旭川市、帯広市、苫小牧市、石狩市、釧路市、小樽市の連携で、10月3日から10月31日まで開催したのですけれども、小樽市はそのうち3日間メニューを提供させていただいております。

メニューなのですけれどもホタテ、ニシン、ソウハチガレイを使用したメニューを提供させていただきまして、用意した合計が720食ということでございますが、好評で、販売実績は725食というふうになっております。

今年2月にやったのが小樽フェアで、これは単独で、同じくみずほ銀行大手町本部で、ここは2月13日から2月17日まで5日間開催させていただきました。こちらはホタテ、ブリ、ニシンを使用したシーフードカレーのメニューを提供させていただいて、こちらは大変盛況でございまして、1,180食を用意したのですけれども、販売実績が1,185食というふうになってございます。

それとお魚料理教室についての御質問でございましたが、小樽のおさかな普及推進委員会では、魚食の普及と小樽市で取れる水産物の消費拡大を図るため、小樽産水産物をテーマとした料理教室を一般向けと親子向けに開催しており、令和4年度は新型コロナウイルス感染症で親子向けが中止となりましたが、一般向けに、令和5年1月25日、勤労女性センターにて、タラを食材として開催しました。3名が参加でございました。

効果につきましては、インスタグラムに当日の様子を投稿したところ、参加したかった、またやってほしい等のコメントがあり、また、今年度はタコを食材として実施した親子料理教室があるのですけれども、こちらの参加者からは、ホッケ、サケ、イカなど他の魚種での開催要望もあることから、小樽水産物の消費拡大につなげるきっかけになっていると考えております。

○中村（岩雄）委員

お魚料理教室の参加人数がいま一つかなという感じがするのですけれども、引き続きの周知方法などに工夫を凝らしていただければというふうに思うのですけれども、よろしくお願いします。

次に、今後は子供のときから魚や水産品の魅力を伝え、自ら料理もするなどの教室を開催する事業や、外国人観光客対象に魚のさばき方を教え、刺身やすしを生んだ日本の技術を伝えた後に料理を食べる、そういう事業を試み

るなど、体験型を軸とした事業展開を進めるべきとの意見があります。

これに対する市のお考えはいかがでしょうか、お聞かせください。

○(産業港湾) 農林水産課長

小樽のおさかな普及推進委員会では、今、申し上げたとおり親子料理教室ということでやっておりまして、これは平成28年度から開催してきました。新型コロナウイルス感染症によって令和2年度から令和4年度は中止になっておりましたが、先ほど申し上げたとおり、令和5年9月30日に親子料理教室を開催して、5組の親子10人が参加しております。

委員会が、小樽の地魚や水産加工品を広く宣伝・普及することによる知名度アップと地魚消費の拡大に向けた事業ということで実施しておりますので、市としましても今後も引き続き、事業の支援をしていきたいというふうに考えてございます。

○中村(岩雄) 委員

特に外国人観光客などが対象では面白いのではないかというふうに思うのです。体験型を軸とした事業も引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

◎小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画について

次に、福祉関係、小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画についてお尋ねします。

高齢者施策の体系的推進と円滑な実施の実現を目標として、小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画が策定されてきておりますが、第8期の計画(令和3年度から令和5年度)が本年度で終了いたします。そこで何点かお尋ねしていきます。

まず第8期は新型コロナウイルス感染症拡大期間に重なっており、計画と実績に大きな差が生じた部分があったと思うのですが、特に大きな増減となった項目、例えば、介護予防ですとか生活支援サービス事業(訪問型サービス、通所型サービス)の利用人数、また、介護予防フェア、介護サポーター養成講座などの一般介護予防事業の利用者数についてお聞かせください。

○(福祉保険) 福祉総合相談室長田主幹

今、お尋ねがあった利用人数についてですけれども、介護予防生活支援サービス事業の訪問型サービスでは、令和3年度計画、年度の延べ人数になりますけれども6,144人に対し5,790人、令和4年度計画値は6,168人に対し5,518人。通所型サービスでは、令和3年度計画1万3,920人に対し1万3,478人、令和4年度計画値は1万5,732人に対し1万3,513人でした。

介護予防フェアですけれども、令和3年度の計画値600人に対し264人、令和4年度計画値600人に対し259人。介護予防サポーター養成講座では、令和3年度計画142人に対し110人、令和4年度計画が140人に対し68人となっております。

○中村(岩雄) 委員

大きな差があった部分とそうでない部分というのは、ばらつきがあるのですね。

次に、一般的に、介護予防事業に積極的に参加する割合は女性が多いことや同じ人が各種講座などに参加する傾向があるというふうに聞いておりますが、市としての現状認識はいかがでしょうか。

また、新たな講座参加者を募るには、どのような方策を検討しているのかも併せ、お聞かせください。

○(福祉保険) 福祉総合相談室長田主幹

まず介護予防の傾向についてですけれども、女性の割合は物によっては9割だったり、ほとんどが女性の方の参加となっております。また、同じ方が各種講座等に参加することは実際にあるのですけれども、そちらについては傾向とまでは言えないというような認識にあります。

また、新たな講座参加者を募る部分ですけれども、こちらについてはこれまで広報おたるですとか、市ホームペ

ージへの掲載、市役所関係の各窓口へのチラシ、備付けなどで周知しておりますけれども、周知方法については、常に課題となっているものでして、検討を続けているところであります。

○中村（岩雄）委員

ぜひ、参加者が増えるように、いろいろ御努力のほどお願いしたいと思います。

◎たるたる支え愛ぷらんについて

次に、たるたる支え愛ぷらんについてお尋ねします。

令和3年3月に策定された、たるたる支え愛ぷらは、計画期間を令和3年度から令和5年度の3か年計画としており、三つの基本目標ごとに、「市民一人ひとりが取り組むこと」、「地域が取り組むこと」、「事業者や団体等が取り組むこと」、さらに、「行政（小樽市）が取り組むこと」、「小樽市社会福祉協議会が取り組むこと」に区分して施策が記載されております。

そこでまず、小樽市総合計画や小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画との関係性、位置づけについてお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

たるたる支え愛ぷらんですけれども、社会福祉法第107条に基づく小樽市地域福祉計画であり、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を記載するものとなっているものです。

小樽市総合計画を上位計画としまして、福祉各分野の個別計画である小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画の上位計画として位置づけられているものです。

○中村（岩雄）委員

次に、市民、地域、事業者など、主体者を五つに区分して各施策が記載されておりますが、主な事項について、主体者別に、令和3年度から令和4年度までの実績をお示しください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

この計画は、基本理念、方向性を定めたもので、数値目標などを設けたものではありません。

実績につきましては、令和3年度、令和4年度で大きく変わるものではないのですが、取組が分かりやすいものとして、市と小樽市社会福祉協議会について、15ある施策の中からピックアップしてお答えしたいと思います。

まず施策1、「地域住民同士がつながるための拠点づくり」では、市は、おたる市民かふえネットワーク会議を開催し、子ども食堂、認知症カフェ、介護予防教室、サロンなど、住民同士がつながる活動をしている団体が情報共有や意見交換等を行いました。小樽市社会福祉協議会につきましては、ホームページ、SNS、「たるCAN!」アプリ、広報誌により選考する活動等の周知を図りました。

また、施策8、「漏れのない相談支援体制づくり」では、市は福祉総合相談窓口を設置し、属性や世代を問わない相談を受け止める体制の構築を図りました。小樽市社会福祉協議会は、小樽市民生児童委員協議会と連携して、民生・児童委員への研修会の開催等の支援を行い、強化を図ったところであります。

市民、地域、事業者等の取組の部分につきましては、全てを把握するという事は困難で、情報収集を行うようなまとめ方になっているものです。

○中村（岩雄）委員

この計画は、五つの主体者別に施策が構成されておりますけれども、実際に実効性の高い具体的取組ができるのは、小樽市や小樽市社会福祉協議会であるというふうに思います。

令和6年度からの計画では、市や社会福祉協議会が行う施策を重点的に記載する、いわゆる実態に合った構成にしたほうがよいのではないかとこの点についてのお考えをお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

委員のおっしゃるとおり、先ほどの私の答弁でも、確かに市と社会福祉協議会の取組という部分が主にそういう答え方になっているのですけれども、この計画につきましては、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進のために策定する計画でありまして、本市では五つの推進主体に分類し、それぞれが役割を持ち活躍できるような社会を目指すための構成としたいと考えておりますので、第2期の令和6年度からの計画につきましても、第1期と同様の構成で、今、考えているところであります。

○中村（岩雄）委員

次に、この計画が市民や事業者などにどの程度、認識、浸透されているのかということなのですが、次期計画の策定におきましては、地域の代表である総連合町会あるいは事業者の代表である小樽商工会議所などに対しても、これまでの経過や今後の展開について説明し、一定の理解を得ることが求められると思うのです。これはぜひお願いしたいと思います。

先ほど言いましたように、この計画が市民や事業者などにどの程度、認識、浸透されているのか、市のお考えをお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

この計画の市民や事業者の方への認識ですとか浸透の部分なのですが、これまで広報おたるですとか、市関係窓口への概要版の配布、パネル展、セミナー、まち育てふれあいトークなど、機会を通じて周知に取り組んできたところであります。ただ、認識、浸透という部分では十分とは言えないと認識しております。この部分につきましても、根気強く地道に周知に取り組んでいくことが必要というふうに考えているところであります。

○中村（岩雄）委員

◎日本遺産候補地域の取組について

次に、事務執行状況説明書の25ページになります。日本遺産候補地域の取組についてお尋ねいたします。

本市の、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」は、令和3年度に日本遺産候補地域の認定を受け、今年度が3年間の広報期間の最終年度となりますが、今後、この3年間の取組の結果により、本認定されるのか否かが審査されることになるものと認識しております。

そこでまず、令和4年度に実施した日本遺産地域活性化事業費において、日本遺産候補地域「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」に関する取組として、どのようなことを実施したのか、お示してください。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

ただいま御質問のございました令和4年度の日本遺産地域活性化事業費における日本遺産候補地域に関する取組でございますけれども、インターネットによる情報発信といたしまして、小樽文化遺産ポータルというポータルサイトで魅力の発信を行ったほか、物産展や商業施設などでのパネル展の開催や、普及啓発を目的としましたパンフレットの増刷などを行っているところでございます。

○中村（岩雄）委員

いろいろな情報発信を進められているとのことですが、これらの取組により、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」という名前も、いろいろな場所で目にするようになったと感じておりますが、改めて、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」という名前の由来を御説明ください。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」の名前の由来につきましては、小説家の小林多喜二が「故里の顔」という随筆におきまして、小樽のことを北海道の「心臓」みたいな都会であるというふうに表現したことから引用したものでございます。

○中村（岩雄）委員

「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」をより多くの人に知ってもらうためには、情報発信は大切だと思います。特にインターネットを活用した情報発信は重要と考えますが、ポータルサイト、小樽文化遺産ポータルはどの程度閲覧されているのでしょうか、お示してください。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

小樽文化遺産ポータルの閲覧数につきましては、令和4年度末時点で約56万回の閲覧を数えております。この数字は文化庁に提出いたしました地域活性化準備計画の目標である令和5年度までに7万回という目標を大きく上回っている状況でございます。

○中村（岩雄）委員

目標よりも8倍上回っているということなのです。目標を大きく上回る閲覧数を数えているということですので、このことから市民の皆さんの日本遺産認定の関心が高いということが伺えると思うのです。

ただいま、地域活性化準備計画のお話がありました。候補地域認定後、この計画に基づいて、文化庁の補助金を活用して地域で取り組んでいると認識しておりますが、令和4年度に地域活性化準備計画に基づいて、文化庁の補助金を活用して、どのような取組を行ったのか、市の取組以外も含めて、分かる範囲で地域の取組の実績をお示してください。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

地域活性化準備計画に基づいて文化庁の補助金を活用して実施した取組につきましては、これまで小樽市日本遺産推進協議会が中心となって取組を進めてきております。

令和4年度の実績といたしましては、文化芸術振興費補助金1,296万5,000円を受けまして、人材育成、調査研究、普及啓発に関する事業を実施しております。

具体的には、人材育成では、日本遺産を地域の魅力づくりにつなげる人材である小樽市日本遺産地域プロデューサーの育成を行ったほか、調査研究では、食文化に関する調査を行って解説集を取りまとめました。また、普及啓発といたしましては、令和3年度に育成した小樽市日本遺産インタプリターを活用したモニターツアーの実施や、日本遺産をテーマにした商品開発、また高校生による舞台演劇の開催などを行ったところでございます。

○中村（岩雄）委員

それでは、文化庁補助金以外で、令和4年度に小樽市日本遺産推進協議会が実施した取組があれば、お示してください。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

文化庁補助金以外で、小樽市日本遺産推進協議会が取り組んだ取組といたしましては、オリジナル切手の販売やオリジナルピンバッチのガチャガチャの製作などを行っております。

○中村（岩雄）委員

市と協議会とが一体となって、日本遺産を生かした様々な地域活性化の取組が行われているというふうに関心しております。

中でも人材育成は、今後の日本遺産活用にとって大変重要と考えますが、小樽市日本遺産地域プロデューサーは、これまで何名が育成されたのか、お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

小樽市日本遺産地域プロデューサーのこれまでの育成人数につきましては、令和3年度に20名、令和4年度に11名、そして今年度、令和5年度に16名を育成しまして、合わせて合計47名を育成しております。

○中村（岩雄）委員

それでは、育成したプロデューサーが、その後どのような活動をされているのか。また、代表的な事例でもあり

ましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

育成した小樽市日本遺産地域プロデューサーのその後の活動の代表的な事例につきましては、日本遺産をテーマにした着地型の旅行商品の造成や構成文化財を巡る周遊アプリの開発、また、構成文化財にもなっておりますけれども北海製罐株式会社の缶の製作体験を商品化などの取組が行われてきております。

また、プロデューサー活動の活性化に向けた取組といたしまして、プロデューサー間の交流イベントの実施やSNSグループを活用した日頃の活発な意見交換などが行われておりまして、その結果といたしまして、例えば、日本遺産の魅力を発信するInstagramをプロデューサー自身が主体的に運営する活動にもつながっているところ です。

さらには、現在開催中の小樽運河100年プロジェクトにおきましても、プロデューサーが運営メンバーとして関わるなど、本市のまちづくり活動に積極的に参画いただいているという状況でございます。

○中村(岩雄)委員

大変活発な活動に結びついているというふうにお聞きしました。日本遺産の活用にあたっては、市や協議会の取組だけではなくて、このようなプロデューサーの活動など、地域の皆さんが主体的に関わっていくことが大変重要だと考えます。協議会が実施した人材育成の取組が地域の活動に結びついているということは素晴らしいことだというふうに思います。

次に、3年間の実績評価である総括評価と今後の地域活性化計画の審査により決まるということだというふうに思います。また、審査時点における日本遺産の認定件数が100件程度を超える場合については、令和3年度に条件付認定とされた地域との相対評価により上位の地域を日本遺産とするとのことですが、現在の日本遺産の認定件数は何件なのか、お示してください。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

現在の日本遺産の認定件数につきましては、全国で104件。それと、候補地域が小樽市を含めまして3件となっております。

○中村(岩雄)委員

それでは、令和3年度に条件付認定とされた地域は何件でしょうか。条件付認定の説明と併せてお願いします。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

令和3年度に条件付認定とされた地域の件数につきましては、4件となっております。

条件付認定につきましては、文化庁が再審査となった地域に対して条件をつけた上で認定を継続するとした地域のことでございまして、主な条件といたしましては、候補地域と3年間磨き上げを競い合うこと、そして、3年後の総括評価・継続審査において、候補地域との相対評価により上位の地域を日本遺産とすることということが条件で定められております。

○中村(岩雄)委員

現時点で既に日本遺産の認定100件を超えているということです。来年厳しい入替えが行われるというふうに認識しております。今日の答弁をお聞きしますと、改めて日本遺産候補地域「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」を活用した様々な取組が地域一体となって推進されているというふうに感じていたところですが、今後も引き続き、地域活性化に向けた地域一体の取組を期待いたしますとともに、本認定へと結びつくことを願ひまして、この質問を終わります。

◎国際交流関係について

次に、国際交流関係についてお尋ねしていきます。

まず姉妹都市関係で、昨年の韓国江西区の訪問事業についてお尋ねしていきます。

前回の江西区の訪問はいつだったのでしょうか。まずお聞かせください。

○(総務) 山田主幹

小樽市使節団の前回の江西区訪問は平成29年10月でございます。

○中村(岩雄) 委員

昨年10月は、事業が新型コロナウイルス感染症のために延期となっていますが、この再開の見通しなどはいかがでしょうか。

○(総務) 山田主幹

本年10月26日から29日の日程で、市長、市議会議長、小樽日韓友好親善協会が江西区を訪問する予定でございます。

(「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり)

○横尾委員

先ほどから中村岩雄委員の、今後のものだとか、現在ののだかと言っているのですけれども、令和4年度の決算の質疑をやっておりますので、その辺をきちんと精査していただければと思います。

○委員長

ただいま、横尾委員より、中村岩雄委員の質問に対して、令和4年度の決算の内容を今質疑している委員会においてなじまないような発言があったのではないかとということがありました。

委員長としましては、できる限り質問をされている委員の質問権といいましょうか、そういったものはしっかりと保証、担保したいと思います。中村岩雄委員におかれましては、今後の質問については、その辺りをしっかり御留意して質問の続行をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○中村(岩雄) 委員

それでは、12月に江西区の議員団が11人が来樽しております。新型コロナウイルス感染症対策など受入れの対応は大変だったのではないかとと思いますが、その辺はどのようにされたのか、お聞かせください。

○(総務) 山田主幹

昨年12月27日に、江西区議会パク・ソンホ運営委員長を団長とする江西区議員団11名が来樽いたしました。

当時はコロナ禍でありましたので、本市におきましては、マスクの着用、手指消毒、アクリル板の設置など感染対策を徹底し、小樽市議会、鈴木議長をはじめとする議員4名との意見交換会が行われました。

○中村(岩雄) 委員

次に、ダニーデン市に移します。

前回の訪問はいつだったのでしょうか。

○(総務) 山田主幹

小樽市使節団の前回のダニーデン訪問は、平成27年11月でございます。

○中村(岩雄) 委員

今年3月にデジタルオンライン交流が実施されております。この準備はどのようにされたのかというか、実施の具体的内容について、お聞かせください。

○(総務) 山田主幹

令和4年度におきましては、8月25日にダニーデン市のオタゴ女子高校の生徒10名と、市内の北稜中学校、西陵中学校、菁園中学校、潮見台中学校の4校の生徒14名が参加し、Z o o mを利用したオンライン交流を実施いたしました。

参加校の調整や当日の外国語指導助手、A L Tの補助など、教育委員会や参加各中学校と連携を図り実施いたしました。

○中村（岩雄）委員

この実施による効果もお聞かせいただきたいと思います。

それから、まとめて聞きますが、3月に台湾新北市及び同市淡水区を訪問しておりますけれども、この目的と狙いをお聞かせください。それから、訪問の具体的実施の内容について御説明いただきたい。その成果についてはどうだったのかも聞かせいただきたいと思います。

○（総務）山田主幹

最初に、オンライン交流の実績と効果などについてですが、ダニーデン市との青少年少女使節団の相互訪問は、平成30年度に小樽市青少年少女使節団を同市に派遣した以降は、コロナ禍により中断しておりましたので、オンライン交流により両市の青少年交流の推進が図られたものと考えております。

次に、台湾の訪問の目的、具体的内容、成果につきましてですが、訪問の目的といたしましては、令和2年に新北市淡水区商圈文化観光協会と小樽日台親善協会、小樽観光協会が観光推進の連携協定を締結したことや、令和4年に小樽日台親善協会が創立10周年を迎えたことを記念して、両地域の友好親善と観光振興を図るため訪問いたしました。

内容といたしましては、令和5年3月23日から26日までの日程で、市長及び観光振興室職員1名が小樽日台親善協会及び小樽観光協会と共に新北市及び同市淡水区を訪問し、観光のPRや意見交換会、交流会などを実施いたしました。

成果といたしましては、コロナ禍により減少した台湾からの旅行者を早期に回復させるため、新北市や同市淡水区の行政職員や旅行代理店、報道関係者に小樽市の観光プロモーションを実施したことにより、小樽観光の魅力をPRできたものと考えております。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○下兼委員

◎一般会計について

初めに、唐突ではありますが、私の理解力もさることながら、一般家庭で言うお給料を幾らもらって、家賃など生活費の出費などでお金が幾らかかり、その結果お金が余るのか、足りないのかという視点でお聞きします。

一般会計でよいのですが、歳入総額に対する歳出総額はそれぞれ幾らで、令和3年度決算と比較してどうなのか。それと、予算執行の結果、適当な言葉かどうか分かりませんが、赤字なのか黒字なのかを簡単にお聞かせいただきたいと思います。

○（財政）財政課長

令和4年度の一般会計決算における歳入総額と歳出総額につきましては、歳入総額が約655億5,874万4,000円に對しまして、歳出総額は約640億6,523万2,000円となりました。

この令和4年度決算額を3年度決算額と比較しますと、歳入総額では約18億5,489万8,000円の減、歳出総額では約15億1,265万7,000円の減となりました。

また、歳入総額から歳出総額と、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた自治体の実質的な黒字・赤字を示す指標であります実質収支は、約14億4,076万8,000円の黒字となりました。

○下兼委員

歳入総額は令和3年度と比較して減少したとお聞きしました。これに対する歳出も減少したと同じくお聞きしました。

簡単に言うと、家計で考えるお給料も減っているので支出も控えましょうといった感じだと思いますが、減少した理由について、お聞かせいただきたいと思います。

○（財政）財政課長

4年度と3年度を比較して歳入と歳出がそれぞれ減少した主な理由としましては、3年度から予算を繰り越した感染防止対策協力支援金給付事業費や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費で大きな不用額が生じ、それに伴い市へ収入される国庫支出金が減少したことが挙げられます。

なお、委員がお話しされたとおり、市の会計におきましても、家計と同様に収入に見合った支出を行うことが原則でありますので、収入が少なくなれば支出も控える努力をすることになりますが、一方で4年度決算におきましては、必要な事業を適切に実施した中であっても、歳出では先ほどの繰越事業で大きな不用額が生じたことや、歳入では特別交付税や概算交付された国の補助金などの臨時的な収入が大きかったことなどにより、黒字決算となったものであります。

○下兼委員

それでは、一般家庭において余ったお金は不意な出費のために貯金したりしますけれども、各会計決算説明書では積立金という項目になります。これは何を目的としたもので積立てをされているのでしょうか、御説明をお願いします。

○（財政）財政課長

市の会計における積立金につきましては、市に寄附をいただいた場合や決算で黒字となった場合に、ふるさと応援基金や財政調整基金などの各基金へ積立てを行っております。

基金への積立ては、今後、新たに実施する事業や不測の財政需要が生じた際に速やかに対応するための財源として備えるために行っております。

○下兼委員

それでは、令和4年度各会計決算説明書の3ページを参照していただきたいのですが、歳入についてでございます。

655億円のうち166億円、構成比でいうと25.4%、つまり歳入の4分の1を占める国庫支出金ですが、これが令和3年度と比較すると16.1ポイント減少しております。市で行う多くの事業執行のため、補助が減少しているということは少なからず事業にも影響があったかと思いますが、いかがでしょうか。減少した理由、財政への影響、減少したことで事業展開に支障があったのか、なかったのか、あれば許される範囲で内容をお示しください。

○（財政）財政課長

令和4年度決算における歳入の国庫支出金の総額が3年度と比較して16.1ポイント減少した主な要因につきましては、先ほども御説明しました次年度へ予算を一部繰り越した感染防止対策協力支援金給付事業費や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費は、令和3年度に給付した実績額のほうが大変大きかったことなどによるものであります。

国庫支出金につきましては、国が事業ごとに一定の補助率を定めておりますので、事業実績が予算で見込んでいたよりも小さくなれば、その支出に見合う収入が一定の補助率で入ってくることとなります。

概算で交付された場合も、実績で追加交付や返還により調整されるため、結果として損得は生じないつもりになっておりますが、年度によっては一部の事業においては、決められた補助率よりも各自治体への配分額が小さくなることがあります。

その場合には、市の負担が大きくなるよう事業を調整することもありますので、その場合は事業完了が先延ばしになるなどの影響がございます。

○下兼委員

次年度に回すということも考えられると思います。

次に、構成比で大きい市税ですけれども、決算説明書によると、これも僅かながら0.7ポイント減少しております。市民税、固定資産税、軽自動車税などが挙げられますが、どの税目で収納率がよいのか、悪いのか、お知らせください。

○(財政)納税課長

市税収納率は、現年度課税分では率が高い順から、入湯税とたばこ税が100%、軽自動車税が99.3%、市民税が99.2%、固定資産税が96.4%、都市計画税が95.5%となっております。

また、滞納繰越分につきましては、率が高い順から、市民税が40.9%、軽自動車税が40.7%、特別土地保有税が17.3%、都市計画税が0.8%、固定資産税が0.7%という順になっております。

○下兼委員

それでは、決算説明書の33ページを見ております。市税収入内訳表に収入割合の結果が記載をされておりますけれども、対予算は理解できます。その対調定という意味が、どうも分かりません。分かりやすく御説明願いますでしょうか。

○(財政)市民税課長

ただいま、調定とはということで御質問があったかと思います。まず予算とは、市税の納入がどのくらいあるのかという見込みを出した数値であるのに対し、調定というのは、実際に賦課決定した額をいいます。例えば、個人の市民税の場合だと、その年度の税額を納税通知書などでお知らせしておりますけれども、その額が、その方の調定額ということになります。ここで言う対調定といえますのは、実際に賦課決定した各市税の税額に対し、実際に納付された額の割合を示しているということになります。

○下兼委員

次に、不納欠損額というのはどのようなことなのか御説明願いたいのと、不納欠損と決めるまでの過程があると思います。どのようなことを決定しているのか、お知らせください。

○(財政)納税課長

不納欠損処分ということで説明させていただきます。不納欠損処分の根拠ではありますが、時効などにより消滅した債権について、自治体が調定金額を消滅させる会計上の処理を不納欠損処分と言いますが、市税債権の消滅については、地方税法に関係規定があります。そこを少し説明させていただきます。

まず一つ目が、地方税法第18条に規定する消滅時効というものがあります。これは差押え等、時効を中断させる措置をすることなく徴収権を5年間行使しないことによって、時効により消滅するというものです。

もう一つは、地方税法15条の7の滞納処分の停止というものがあります。この中では、まず第4項の規定により、差押え可能財産がないなどの要件に該当し、滞納処分の執行を停止することを決議した場合、その納税義務は、その執行の停止が3年間継続したときに消滅するというものです。

また、さらに同条の第5項の規定により、差押え可能財産がないことを理由に滞納処分の執行を停止した場合において、今後、徴収金を徴収することはできないことが明らかであるとき、会社が倒産しているとか、あるいは相続人が全員相続放棄しているとか、そのような例があるときは、納付する義務を直ちに消滅させる、いわゆる即時消滅と言われているのですけれども、そういうことができるようになっております。

納税課では、滞納処分の停止の判断につきましては、慎重に判断すべきと考えており、財産状況、生活状況等の調査を十分に行い、要件に該当するか、しっかり見極めた上で滞納処分の停止を行っています。

○下兼委員

私たち国民は三大義務の一つに納税があります。支払いに向けて、小樽市としてはどのような取組を行っているのでしょうか。収納率向上のために取り組んでいることがありましたら、お聞かせください。

○（財政）納税課長

収入率向上のための取組ですが、市のホームページや広報おたる、FMおたるの小樽市民ニュースで、市税に関する情報を広報しています。

市ホームページでは、市税に関するあらゆる情報を掲載し、広報おたるやFMおたるでは、納期限のお知らせや、夜間相談窓口の開設、口座振替等について広報しております。

収入率向上のため、納め忘れのない口座振替の勧奨のほか、平成30年度からはインターネットを利用したクレジット納付を開始しました。

なお、令和5年4月からは、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の種別割、市民税・道民税の普通徴収の納付書に地方税統一QRコードが印字されるようになり、これにより市内の金融機関のほか、全国の地方税統一QRコードを対応した金融機関で納付できるようになり、市外の納税者の利便性が向上しました。さらに、各種スマホ決済アプリによる納付や地方税お支払サイトへアクセスして、クレジットカードでの納付など、24時間365日いつでもどこでも納付することができるようになりました。

このような取組を通じて収入率の向上を図っていきたいと考えております。

○下兼委員

便利な世の中になりました。若い方はお時間もないと思いますので、そういうサービスがどんどん進むとよいかと私も考えております。

次に、収納取組のため、職員の方々も大変な努力をされていると考えますが、どうしても未納になってしまうことも多いのかと思われます。

これに対してどのような取組、市民相談などを行っているのでしょうか。税の支払い義務は理解しますが、本当に支払うことの余裕がない市民もいると思います。その御説明をお願いいたします。

○（財政）納税課長

まず納期限までに納税していただくことは、納税の公平性、公正性の観点から大原則です。市税を納期限までに納めることが困難な事情があるということで相談を受けた場合は、その中身を担当者が聞き取りまして、それなら致し方ないということであれば、適宜分割して納付する分割納付を認めることがあります。

仕事等で日中に来庁や電話連絡できない方には、祝日を除く毎週木曜日に夜8時まで夜間相談窓口を開設していますので、まずはそのような方は相談の連絡をいただきたいと考えております。

○下兼委員

職員の方々も本当に大変だと思いますけれども、市民のためにどうぞよろしくお願いいたします。

◎商工費について

次に、商工費についてお尋ねいたします。

科目総合計は35億6,880万円で決算をされております。驚くのは、対前年比の伸び率ですが41.1ポイントの減です。オーバーに言うと約半減です。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策協力支援金事業の減が主な理由と聞いてはおりますが、新型コロナウイルス感染症は昨年第8波まで流行があり、緊急事態宣言の発令はなかったものの、一時休業などは多かったのかと思われます。

決算額の減少には、どのような背景があるのでしょうか。申請の件数なども含めて御説明ください。

○（産業港湾）商業労政課長

感染防止対策協力支援金給付事業費についてですが、決算額でいいますと、令和3年度が約37億円だったのに対

しまして、令和4年度は約11億3,000万円と大きく減少しております。

この事業は令和3年度において断続的に行われました緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の際に、北海道からの営業時間の短縮や、酒類の提供停止等の要請に応じた飲食店等に対して支援金を給付する事業でありまして、要請が行われた期間は全て令和3年度でした。

令和4年度には北海道が営業時間の短縮等を要請するには至りませんでしたので、事業の対象期間はありませんでしたが、令和4年1月以降の要請期間分につきまして、年度内に支給事務が完了しないことから、繰越明許による予算を繰り越して、申請の受付や交付決定に関する事務を実施いたしました。

令和4年度の決算額はその繰越明許費の分のみですので、令和3年度の決算額と比べて大きく減少しているものでございます。

○下兼委員

それでは、商工費は、市内経済の活性化や人、ものの移動に伴い、産業の発展などを支える重要な財源だと思います。

昨年度、不用額が多い事業費をお示ください。また、その原因もお知らせください。

○（産業港湾）商業労政課長

商工費で不用額が多かった事業といたしまして2点お示しいたしますが、私からは、感染防止対策協力支援金給付事業費について御説明いたします。

令和4年度の決算の状況といたしましては、予算現額が16億1,271万4,200円に対しまして、決算額11億3,428万5,252円となっており、不用額4億7,842万8,948円となっております。

不用額の原因でございますが、この事業は全額を国と北海道の負担金で実施した事業で、予算組みは北海道が示した積算ルールに基づきまして、対象店舗を経済センサスによる1,020件として算出しており、それに対して実際の申請は平均730件程度と乖離がありました。

令和3年度中、飲食店等への営業時間短縮等の要請が断続的に9回にわたって実施されまして、その都度、精算を行わずに、一連の事業として実施することとなりまして、その予算の残額を令和4年度に繰り越す際、減額補正せずにそのまま繰り越すことになったものです。最終的にまん延防止等重点措置は3月21日で終了いたしましたので、使われなかった予算が不用額となったものでございます。

本会議で市長からも御答弁いたしましたように、繰り越した予算の増減補正は行いませんので、結果的に令和4年度の不用額が大きくなったものでございます。

○（産業港湾）産業振興課長

続きまして、もう1点同じく商工費で不用額が多い事業として、中小企業経営安定健全化資金貸付金が挙げられます。この貸付金は、市内事業者の仕入れ資金や買掛金の決済、車両備品等の購入などの事業資金確保のための貸付を行うものであります。

なお、貸付に当たっては、市内金融機関に預託して融資を行ったものでございます。

令和4年度の決算状況としましては、予算現額13億2,635万3,150円に対しまして、決算額11億1,639万1,000円となっており、不用額2億996万2,150円となっております。

不用額の原因としましては、国がコロナ対策として行いました実質無利子無担保融資、いわゆるゼロゼロ融資によって、事業者へ資金が行き届いていることや、その返済を行っているため新規の融資の申込みは見込みよりも少なかったことが原因ではないかと考えております。

○下兼委員

思ったほど新型コロナウイルス感染症の申請も少なかったということ、中小企業の貸付金も少なかったということとです。

◎観光費について

続いて、観光費についてですが、新型コロナウイルス感染症流行による観光客の入込数が減少していると思われます。

コロナ禍前の令和元年度と比較して、観光客数の入込数をお答えください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

令和4年度は、観光入込客数406万5,000人で、コロナ禍前の令和元年度は699万1,800人で、令和元年度に対し58.1%の水準となっております。

○下兼委員

それと修学旅行の影響ですけれども、実施時期が延期、変更があったにせよ、中止を余儀なくされていることも聞きます。この影響についても、お知らせください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

日本修学旅行協会が令和3年度に実施しました全国の中学校・高校を対象とした修学旅行の調査によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響で当初計画から変更または中止があった学校というのが、中学校では約7割が変更したと、約1.5割が中止したというふうに聞いてございます。また、高校では約6割が変更、3割弱が中止となったというふうに聞いておりまして、全国の中学校・高校では、新型コロナウイルス感染症によって修学旅行を当初計画どおりには実施できていなかったと、そういった認識でございます。

○下兼委員

新型コロナウイルス感染症で大変子供たちも悲しい思い、行きたいところに行けない、変更されたということも本当に伺っておりました。早く戻ってきてほしいと私も思います。

また最近、新しい宿泊施設が小樽市内でも開業されているようですが、札幌市へ戻るのではなく、小樽市での団体客の宿泊は増えているのでしょうか、御説明願います。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

令和4年度は観光客動態調査を実施しておりませんので、個人・団体そういった旅行形態別の把握はしておりませんけれども、団体旅行で把握しております市内の宿泊の修学旅行につきましては、令和4年度は学校数が166校、宿泊客数が1万5,303人でありました。

コロナ禍前の令和元年度は117校、修学旅行の宿泊客数が9,939人でしたので、令和元年度に対して学校数は141.9%の水準、宿泊客数は154.3%の水準となり増加しておりまして、これは本市における、道内外の学校や旅行代理店に対する教育旅行誘致の取組などが要因の一つと考えております。

○下兼委員

たくさんの子供たちが小樽に修学旅行に来ていただいて、また、来たいと思われるような小樽にしていかなければならないのではないかと私は思います。

○面野委員

◎「小樽市の財政」から

財政の概況からお伺いします。

地方財政審議会の考え方を冒頭述べさせてもらいますけれども、地方自治体の基金については、議会、住民等に対して説明責任をより適切に果たしていくことが重要であると記述されています。その内容として、基金の考え方、増減の理由、今後の方針等について公表し、そして「見える化」の取組を進めていくべきであるというふうに、審議会の考え方が示されております。

それで、本市では、基金の考え方の部分では条例で定められております。また、増減の理由は決算によるものだ

と周知されておりますが、ここで言う今後の方針については、どのように公表を行っておりますか。

○（財政）佐藤主幹

基金における今後の方針につきましては、本市ホームページの財政状況資料集に掲載しておりまして、財政調整基金で申し上げますと、公共施設等の老朽化対策や自然災害等の不測の事態に生じる財政需要に迅速に対応できるよう確保に努めることとしているものであります。

○面野委員

それでは、一般的に財政調整基金は標準財政規模の10%程度が適性というふうにお聞きしたことがありますけれども、本市に例えると基金の適正額はいかほどだと認識していますか。

○（財政）佐藤主幹

財政調整基金の残高規模につきましては、実質赤字比率における早期健全化団体の基準に相当する額が積み立てられていることが望ましいというふうに考えております。これにより算出しますと、令和4年度で約37億円となるものであります。

○面野委員

私の捉えなのですけれども、財政調整基金というのは、当初予算の編成時に収支均衡に充てられているという部分が、私が今までの議会の中で財政を見るときに、そういうものだという捉えが大きいのですけれども、令和4年度の決算では、財政調整基金が約33億4,300万円が積み立てられているということで、財政の概況を見ても、平成25年からこの10年間で一番の最高値に至っております。

先ほど、適正值が令和4年度の場合は37億円程度ということでしたけれども、今後の方針で先ほどお示しされていましたが、この33億4,300万円を受けて、積極的、政策的な財源出動も視野に入れ基金の運用をするべきであると考えてのか、それとも、今後の方針で先ほど示されたように、不測の事態に備え積み上げる方針であるのか、御見解をお示してください。

○（財政）佐藤主幹

委員がおっしゃられますとおり、財政調整基金は令和4年度末で33億円以上の残高となっておりまして、本年第3回定例会時点では39億円以上というふうな状況になっておりまして、今、申しあげました望ましい残高規模を超えてきておりますので、一定の備えはできてきたのかというふうに考えてございます。

しかしながら、今後、人口減少への対応、対策、あるいは燃料費や電気料金、建築資材の高騰など、そういったところも想定されますので、今後、安定した財政運営を基本としながら、必要な施策に適切なタイミングで財政出動を行うということが重要であることというふうに考えております。

○面野委員

それでは質問を変えて、歳入についてお伺いしたいと思います。

少し私が調べたのが、平成25年度時点では人口が12万6,420人、令和4年度末時点で10万7,908人で、10年間で約15%減ったというデータになっております。

それで、人口減少による市税歳入への影響は社会的にもセットで、人口が減れば税収も減るというような、そういった認識は幅広く社会的にも認識されていると思うのですが、この市税への影響について、この人口規模というのは、どの税目に、どのような影響を及ぼすとお考えか、お聞かせください。

○（財政）市民税課長

人口減少による市税への影響につきましては、一般的には個人住民税に影響があると考えられます。人口が減少しますと、課税対象者、いわゆる納税義務者の数も減ることになりますので、所得が変わらなければ課税額は下がるということになります。

直近10年間の推移を見ますと、人口減少に伴って納税義務者数も減少傾向にあります。しかし、コロナ禍におい

ては調定額の減少がある程度、見られましたが、それほど大きな変動はなかったということになってございます。その要因としましては、納税義務者の所得が増加傾向にあると考えられるかと思っております。その傾向が続くと仮定したならば、納税義務者数が変わらなければ収入額は増えるものというふうに考えております。

○面野委員

市税収入、特に個人市民税、このグラフを見ると、今ほどお答えいただいたように、平成25年度では約43億4,700万円、令和4年度では約43億2,400万円ということで、納税義務者の数が減らなければという答えだったのですが、要は、小樽市はあまりこの一般的に言われている人口減少による影響が大きいとされる個人市民税については、あまり影響の起きない土地柄というか地域柄であるという考え方でよろしいですか。

○（財政）市民税課長

この10年間、変化がそんなに大きくはないということにつきましては、この10年間は納税義務者数が小樽市は減少傾向にあります。もし、その納税義務者の所得が変わらなければ、もちろん下がっていくことになると思います。

しかし、現実、下がっていない形に今なっているので、考えられるのは、納税義務者の所得が年々増加傾向にあるので、結果として、そんなに大きく変わらない推移になっているというふうに推測してございます。

○面野委員

それでは、少し話はそれてしまうのですが、例えば商工会議所ですとか、そういった経済団体が調べて公表している、多分そういった小樽市内の平均所得ですとか、産業別のそういったデータというのは示されていると思うのですが、その状態を見れば市税の確認というか、大体の推移というのは見えてくるという理解でよろしいですか。

○（財政）市民税課長

その経済状況の数値を出しているものを特段見比べて調べたりとかというところまではしておりませんが、ただ、市民税の調定、いわゆる税額というのは、給与所得もそうなのですが、例えば、譲渡所得だったり、ほかの所得の種類もいっぱいございまして、一つの目安にはなるのかもしれないのですが、必ずそれだけで判断できるものではないので、少しそこは難しいのかというふうに考えております。

○面野委員

人口が減ってもある程度、この推移で大きく個人市民税が減少しないというのは、もちろん、データ上、数字上はいいことではあると思う一方で、なぜこうなっているのかというのが分析されないと、今後どういうふうに推移していくのかという、収支改善プランなどでも多分そういった先の読みをしていくと思うのですが、そういったものの何か、データのバックボーンになるものなのかどうかというところが気になってお伺いしました。いろいろな個人市民税を算定する根拠があるということで、一概に、ただ収入がよければいい、個人市民税の水準がいいということではないということが分かったので、私も、もう少し研究してみたいというふうに思いました。

次に、市税収入率についてお伺いしたいのですが、収入率、現年課税分はほぼ横ばいに推移しているように見られるのですが、滞納繰越分が5.9ポイントと大幅に減少していますけれども、この減少の理由と市税への影響についてお示してください。

○（財政）納税課長

財政の概況の5ページの下ほどに、市税収入率の過去10年分のグラフが載っております。まず令和3年度と令和4年度の比較で見ると、委員のおっしゃるとおり、現年課税分は、令和3年度が99.3%から令和4年度97.7%なので1.6ポイントの減少にとどまっておりますが、滞納繰越分については令和3年度が7.5%に対して、令和4年度は1.6%ということで5.9ポイントの減となりました。

滞納繰越分が減少した理由としては、令和3年度は、令和2年度に国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として創設された税の徴収猶予の特例制度というのがあったのですが、それが令和3年度に終了したことに

よって、令和2年度から繰り越された未納額が、全部とは言いませんが、未納分は納付されたということによって、令和3年度は一時的に収納率が上がっているというイレギュラーなことがありました。令和4年度は通常に戻っているの、令和4年度の差で大きな差ができているということでございます。

市税全体の収入額から見ると、この影響はないかあるかというと、下がっているの若干はあるのでしょうけれども、大きな影響ではないのかというふうに考えております。

○面野委員

制度にもよるもの大きいものがあるのですけれども、やはり新型コロナウイルス感染症の影響というのは、こういった市の財政にも響いてくるのだということで認識をさせていただきました。

次に、地方交付税の普通交付税について伺っていきしたいと思いますけれども、こちらも平成25年度からのデータ、近年の推移を確認すると、毎年若干の増減はあるものの、10年前と比較しても、そう大きな増減はないのかというふうにデータ上は見てとれますが、こちらも人口減少の影響で、普通交付税額についてどのような影響があると認識されているのか、お聞かせください。

○（財政）財政課長

人口減少が普通交付税に与える影響につきましては、人口は基準財政需要額を算出する際の測定単位として国勢調査に基づく総人口が多く算定科目で使われていることから、総人口が減少するに伴い、基準財政需要額が小さく算定されることになります。

普通交付税は基準財政収入額と基準財政需要額の差で求められますので、収入額が変わらないとすると、収入額と需要額の差が今よりも小さくなることから、普通交付税は減少していく傾向にあるものと考えられます。

○面野委員

それでは、やはり人口が減ることによって普通交付税の測定単位だったり、算出方法について影響があるということだったのですけれども、多分いろいろな係数だったり測定単位というものが法定で決められていると思うのですけれども、その係数によって、がくんと大きく影響を受ける、もちろん上がることもあれば下がることもあると思うのですけれども、そういったボーダーのようなものというのは定められているのでしょうか。例えば、人口が10万人を下回ると、そういった測定値があるとか、そういったようなことがもしあれば、お聞かせください。

○（財政）財政課長

基準財政需要額を算定するに当たりましては、委員からお話がありましたように、様々な補正という係数がかかる場合がございます。総人口につきましても、段階補正と呼ばれる補正がありまして、例えばですけれども、10万人以上と未満では補正される係数が異なっていることから、そこでも人口減の影響を受ける形となります。

○面野委員

それでは、先ほどから出てきています普通交付税の算定についてなのですけれども、一般的には基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額が不足額として算出されて、その財源不足の大きさに応じて交付されるというのが一般的に知られておりますけれども、この平成25年度と令和4年度の基準財政需要額及び基準財政収入額についてお示しください。

○（財政）財政課長

平成25年度の基準財政需要額は272億337万4,000円、基準財政収入額は113億2,121万4,000円です。

令和4年度の基準財政需要額は279億7,257万4,000円、基準財政収入額は130億2,687万9,000円になっております。

○面野委員

この数字に関しては、また改めて自分なりに確認したいと思います。

今示していただいた期間に、普通交付税の算出方法について、改正点がもしあれば御説明ください。

○(財政) 財政課長

普通交付税の算出に関しましては、細かな改正は毎年度、行われておりますが、主な改正点につきまして申し上げますと、平成28年度には歳出の効率化に向けた民間委託などの業務改革を反映した経費の水準を単位費用の算定に盛り込むトップランナー方式というものが導入されたほか、令和3年度からは、地域社会のデジタル化に取り組むための経費の財源を措置するため、地域デジタル社会推進費という歳出科目が設けられ、需要額で措置されたことなどが挙げられます。

○面野委員

やはりその時代に合った地方財政の必要なもの、需要になるものということが組み込まれたりしていて、少しずつ改正はされているものだというふうに伺ったのですが、先ほど示していただいた10年前と昨年度の金額を基に、財政部としてはどのような所感をお持ちか。

また、これに対して、国に対して何か要望などがもしあればお聞かせください。

○(財政) 財政課長

平成25年度と令和4年度の普通交付税を比較しますと、基準財政需要額では、先ほど申しました地域デジタル社会推進費など新設科目が入ってきたことや、年度途中の国税収入の増額に伴いまして再算定が行われたなどの増要素もありますが、人口減少に伴う減要素の影響があるため、需要額としてはそれほど増えた形にはなっておりませんが、基準財政収入額では算定に使われる地方消費税交付金や固定資産税の増に伴う増が、需要額の増額幅よりも大きくなってきたことから、結果として収入額と需要額の差が小さくなってきたものと考えております。

また、普通交付税は、制度上、各自治体の実人員や実経費を全て算入しているものではございませんで、標準的な行政経費に基づき算定された基準財政需要額と標準的な地方税収入に基づいて算定された基準財政収入額の差が交付されるものではありませんが、補正等によって地方の実情をより的確に反映し、必要な一般財源を確保していただくよう、国に対しては全国市長会などを通じて、今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

○面野委員

やはり市税に関してもいろいろ課題はありますし、もちろんこういった普通交付税に関してもいろいろな改正が加えられて、時には増に働く、時には減に働く、そういったような要素も含まれておりますので、引き続きそういった全国市長会を通してなど、地域が使いやすいような交付税になるように要望していただければというふうに思います。

次に、地方交付税の棒グラフで、地方交付税の内訳として、普通交付税、臨時財政対策債、特別交付税の三つに区分されています。今まで伺ってきた普通交付税は、ここ10年、横ばいに推移しているというふうに見てとれますけれども、地方交付税全体では、10年間で約23億4,800万円が減額されています。

小樽市の決算は近年、黒字化となっており、また、決算規模を見てみても、この約23億4,800万円が減額されたほどの規模の縮小にはなっておりません。この減額された金額はどのように補填または事業見直しなどがされて財政規模を維持されているのか御説明ください。

○(財政) 財政課長

地方交付税が減少した分の財源確保につきましては、予算編成や予算執行に当たって、最少の経費で最大の事業効果を上げられるよう、各部各課において歳出の縮減に努めてまいりましたほか、市税の徴収率向上や遊休資産の売却、また、ふるさと納税の寄附金の促進などで、自主財源の確保を進めることによって捻出してまいりました。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○高野委員

◎簡易水道について

まず簡易水道事業会計決算について伺いたいと思います。

この簡易水道事業は、石狩湾新港地域の開発を推進するため、当該地域へ進出する企業に対して、安全で安定した水道用供給水が必要ということで北海道の計画指導の下、水道用水事業を実施することになった経過があるため、日本共産党はこれまでも、簡易水道事業を進めてきた北海道が責任を果たすことを求めてきました。これまでの決算状況を伺いながら質問いたします。

簡易水道事業における収支不足と石狩西部広域水道企業団の負担と支出金については、石狩開発株式会社と北海道が負担することになっていましたが、いつから小樽市が財政負担をすることになったのでしょうか。

○（産業港湾）由井主幹

石狩開発株式会社が民事再生を受けたことで、平成15年度から本市の財政負担が発生したものです。

○高野委員

それでは、平成30年度から令和4年度、企業団から購入している水の量と、企業が実際に使っている水の量はどのくらいなのか、基本水量と給水量、有収水量についてお知らせください。

○（水道）佐治主幹

質問のありました基本水量、給水量、有収水量の順に年度ごとにお答えしていきます。

まず平成30年度ですが、基本水量54万7,500立方メートル、給水量28万2,198立方メートル、有収水量16万4,354立方メートル。

続きまして、令和元年度、基本水量56万9,765立方メートル、給水量28万3,599立方メートル、有収水量17万287立方メートル。

続きまして、令和2年度、基本水量58万9,840立方メートル、給水量27万9,155立方メートル、有収水量15万8,265立方メートル。

令和3年度、基本水量61万1,740立方メートル、給水量32万1,179立方メートル、有収水量16万2,368立方メートル。

最後に、令和4年度、基本水量64万575立方メートル、給水量34万6,118立方メートル、有収水量17万7,719立方メートルでございます。

○高野委員

それでは、一般会計の繰入金についてもお聞きしたいのですけれども、平成30年度から令和4年度の5年間の推移をお聞かせください。

○（水道）総務課長

平成30年度は9,670万1,455円、令和元年度は9,860万1,201円、令和2年度は8,615万1,304円、令和3年度は9,431万5,671円、令和4年度は8,714万3,580円でございます。

○高野委員

先ほど石狩開発株式会社の経営破綻について、そして基本水量と企業が使用した有収水量の差が大きいことを確認しました。

繰入れについては、国が示しているルール分も含め、毎年のように一般会計から約1億円を繰入れしている状況です。基本水量については、2012年度、平成24年度の石狩西部広域水道企業団との覚書により、企業団から買う基本水量が毎年2万立方メートルが段階的に上がる計画となっているので、一般会計から繰入れを減らすためにも、

簡易水道を利用する企業を増やす必要があります。

平成30年度から令和4年度の給水事業者数はどうなっているのか、お知らせください。

○(水道)総務課長

平成30年度は49社、令和元年度は50社、令和2年度は55社、令和3年度は61社、令和4年度は64社でございます。

○高野委員

少しずつ事業者が増えている状況があります。

平成30年度から令和4年度では15社が増えているのですけれども、給水収益推移についてはどうなっているのか、過去5年分をお知らせください。

○(水道)総務課長

税込みで答えさせていただきますが、平成30年度は6,890万7,665円、令和元年度は7,132万3,004円、令和2年度は6,769万9,136円、令和3年度は7,028万1,754円、令和4年度は7,821万7,637円でございます。

○高野委員

将来の需要水量の推計による基本水量を満たすためには、給水事業者数が何社増えたら満たされるのでしょうか。

○(産業港湾)由井主幹

事業者が使用する水量は、製造業や物流倉庫といった業種や事業規模のほか、水源の一つに地下水を利用する企業もございますので、一概に何社増えたらということはお答えするのは難しいものと考えております。

○高野委員

難しいのかというふうに思います。状況は分かりました。今後も地下水利用組合の企業に対して、簡易水道に切り替えてもらうよう働きかけも必要だと思います。

令和2年度のときにお聞きしたときには、コロナ禍もあって企業への働きができなかったというふうに聞いているのですが、その後は北海道との簡易水道への転換要請というのは行っているのでしょうか。

○(産業港湾)由井主幹

地下水利用組合企業への北海道との転換要請は、令和3年度から再開しておりまして、令和3年度は2社、令和4年度につきましても2社、北海道に同行の上、簡易水道への転換要請と情報収集のため企業訪問しているところでございます。

○高野委員

令和3年度から開始しているという話でした。しかし、地下水の組合の方が利用されていない、うまくはいつていないのかというふうに思っています。切り替わらない理由には、簡易水道のやはり単価が高くて、企業経営に支障があるというふうに聞いています。

市としては、企業団からの受水単価は、これまで変更になったということあるのか、その辺をお伺いします。

○(産業港湾)由井主幹

石狩西部広域水道企業団からの受水単価は、平成29年度から税抜きで1立方メートル当たり114円から111円に変更となっております。

○高野委員

それでは、今後、企業団からの受水単価を引き下げる見込みというものはあるのでしょうか。

○(産業港湾)由井主幹

石狩西部広域水道企業団からは、直近で受水単価を引き下げる予定はないと聞いております。

○高野委員

計画もあるので、なかなか難しいのかというふうに思うのですけれども、以前、決算特別委員会でも質問したときには、基本水量の見直しは2024年度までは年間基本水量に関する覚書でも合意しているからできないけれども、

2025年度以降については、石狩西部広域水道企業団と協議したいというような答弁がございました。

市として、基本水量の計画と実際に使われている水の量が乖離している状況を受けて、改めて基本水量を何とかしたいという立場なのか、その辺の認識についてお聞かせください。

○（水道）佐治主幹

石狩西部広域水道企業団から買っています基本水量と、実際に使っている水量の乖離につきましては、基本水量は小樽市ほか2市町と石狩西部広域水道企業団との覚書により2024年度までは決まっているため、2025年度以降の基本水量につきましては、水量の乖離が少なくなるよう、会議の場などで主張していきたいと考えております。

○高野委員

会議の中でも主張していきたいということでした。本市としても、収支改善に向けて粘り強く、北海道にも、ぜひ働きかけて改善に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。

◎財政について

次に、財政について伺いたいと思います。

先ほど、ほかの委員からもいろいろと質問があったので重複する点もあると思いますが、質問させていただきます。

一般会計の歳出総額についてなのですが、令和4年度の一般会計歳出総額は640億6,523万円、令和3年度では655億7,789万円と、令和3年度と比べると15億1,266万円減っています。歳出が減った理由についてお聞かせください。

○（財政）財政課長

令和4年度一般会計決算における歳出総額が3年度と比べて15億1,266万円減少した主な要因につきましては、増要素としまして、総務費で北海道市町村備荒資金組合納付金が約4億8,335万円の増、民生費で、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費が約13億1,953万円の増、衛生費で、新型コロナウイルス感染症対策関連事業の目の予防費が約9億9,567万円の増となりました一方で、減要素としまして、民生費で住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費が約17億4,601万円の減、商工費で、感染防止対策協力支援金給付事業費が約25億6,450万円の減となったことによるものです。

○高野委員

民生費は263億9,991万円となっていますが、令和3年度では272億9,163万円となっています。

令和3年度のほうが8億9,172万円多くなっているのですが、その理由についてお知らせください。

○（財政）財政課長

民生費におきまして、令和3年度のほうが8億9,172万円も決算額が多かった主な要因につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費が令和4年度よりも約11億7,575万円多かったことによるものです。

○高野委員

財政規模状況で見ると、平成30年度から令和4年度を見ますと、令和2年度の一般会計の歳出決算額の金額が大きくなっているのですが、その理由についてお知らせください。

○（財政）財政課長

平成30年度から令和4年度の中で、令和2年度の歳出決算額が特に大きくなっている主な要因としましては、住民1人当たり10万円を給付する特別定額給付金給付事業が約114億1,391万円あったことなどによるものです。

○高野委員

次に、歳入について伺いますが、令和4年度の歳入総額の金額と内訳についてお知らせください。

○（財政）財政課長

令和4年度一般会計決算におけます歳入総額は約655億5,874万円になります。

主な内訳としましては、市税が約138億4,573万円、地方交付税が約165億58万円、国庫支出金が約166億7,223万円、市債が約36億6,391万円などとなっております。

○高野委員

地方交付税などの国からの財源以外の自主財源で言えば、総額21%を占める市税は、歳入の中でも大きい割合となっています。

予算では140億5,790万円となっていました、決算では138億4,573万円と2億円ほど金額に開きがありますが、その理由についてお聞かせください。

○（財政）納税課長

令和4年度の市税の予算見積りに当たっては、まずその時点での決算見積額などを総合的に勘案して計上しておりますが、令和4年度に入りまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は少しずつ落ち着きつつありましたが、ウクライナにおける戦争が始まったことや円安の影響で、年度の途中から原材料価格や燃料費、電気代等が高騰し、また、経済活動や人流の増加に伴う従業員不足など、企業を取り巻く環境は大変厳しい状況に変化しております。

これらの影響から、企業業績が悪化したこと、破産や廃業する企業が増えたこと、納期限までに納税できない企業が増えたことなどの要因で、当初考えていた予算に比べて減となったものと考えられます。

○高野委員

いろいろ社会情勢もあってそうなったということでしたけれども、前年度と比較して市税の中でも増となったもの、そして減となったものをお知らせください。

○（財政）市民税課長

市税の中で前年度と比較しまして増となったものの主なものについては、個人市民税、軽自動車税、たばこ税、入湯税などで、減になった主なものにつきましては、法人市民税、固定資産税などが挙げられます。

○高野委員

今、お聞きしたのですけれども、その中でも令和3年度との比較では、歳入決算を見ても令和4年度は約1億円、市税が落ち込んでいます。

法人市民税と固定資産税が減となったのはなぜでしょうか。

○（財政）納税課長

先ほども答弁したとおり、令和3年度と令和4年度の比較では、令和4年度になりまして、大幅に原材料価格の高騰とか燃料費の高騰等で企業業績が悪化したというので、現年度分は対前年度に比べて落ち込んでおります。

さらに滞納繰越分につきましては、令和3年度は令和2年度に国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として創設された税の徴収猶予の特例制度が終了したため、令和2年度から繰り越された未納額が一気に納付されたということで、一時的に増えたということで、令和4年度の差が大きくなっていると。その結果、法人市民税、固定資産税が対前年度よりも減となったというふうに考えております。

○高野委員

新型コロナウイルス感染症の減額にしていたものが、令和4年度は通常に戻ってそうなったというお話でした。

次に、不用額についても伺いたいのですけれども、令和4年度各会計決算説明書では、予算現額約685億7,010万円に対して、約38億3,497万円の不用額となり、5年間の中でも不用額が多くなったという状況となっています。

主な不用額については、民生費が約16億4,800万円となっています。この民生費の内訳と金額についてお知らせください。

○（財政）財政課長

民生費の不用額が生じた主な事業と額につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費で約4億900万円、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費、国の施策分で約2億7,900万円などとなっております。

○高野委員

今、内訳もお聞きました。

住民税非課税世帯等の方の給付について、該当する対象者の方が、市に申請しなくて給付されずに不用額となったということなのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

給付金に係る不用額につきましては、予算編成時に想定した件数は国から給付に関する要件が示される前に算定しておりますことから、直近の非課税世帯数を基に算定しております。

しかしながら後に、国から要件が示されまして、非課税世帯であっても対象とならない世帯が出てきたこと、また、課税対象年度以降の収入減少により、非課税相当の収入になった世帯を家計急変世帯として見込まれるということで、こちらの件数を一定数見込んでおりましたが、当初想定していた世帯数よりも実際の給付対象件数が減少したことによるものが大きな理由となっております。

○高野委員

対象とならなかった人もいたということでした。

地方交付税についてもお聞きます。

地方交付税の推移について、平成30年度から令和4年度までの状況をお知らせください。

○（財政）財政課長

平成30年度から令和4年度におけます普通交付税と特別交付税を合わせた決算額の推移につきましては、平成30年度が約156億6,876万円、令和元年度が約157億5,984万円、令和2年度が約147億5,621万円、令和3年度が約161億7,732万円、令和4年度が約165億58万円となっております。

○高野委員

今、お聞きしましたら、令和2年度と3年度では14億円も差があるのですけれども、その理由についてお聞かせください。

○（財政）財政課長

令和2年度と3年度を比較すると約14億円差が生じている主な理由につきましては、令和3年度は国税収入の増収により、国において地方交付税の増額補正がなされました。普通交付税の再算定が行われたことなどによって、前年度より10億941万7,000円の増となったことに加えて、特別交付税においては、除排雪経費の需要増が反映されたことなどにより、前年度より4億1,169万円の増となったことによるものです。

○高野委員

それでは、令和4年度の当初予算と比べて11億4,557万円も決算額が増えている理由について、お知らせください。

○（財政）財政課長

令和4年度におきましても令和3年度と同様の状況となりまして、国税収入の増収によって、国において地方交付税の増額補正がなされまして、普通交付税の再算定が行われたことなどにより6億3,192万2,000円の増となったことに加え、特別交付税においては、除排雪経費の需要増が反映されたことなどにより5億1,365万3,000円の増となったことによるものです。

○高野委員

国においての地方交付税の増額補正などあって、決算では増えた状況があるというお話でしたけれども、それでは、予算編成を行う際にどういった点を見て地方交付税の予算金額を決めていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○(財政) 財政課長

地方交付税の予算につきましては、前年度の算定実績や収入見込額等を用いて大枠をまず推計していきますが、最終的には例年1月下旬に国から示されます予算編成上の留意事項等を参考としまして、過大や過小に見積もることのないように努めながら、最終的な予算額を固めていっているところです。

○高野委員

それでは、財政調整基金についても伺いたしますが、平成25年度から令和4年度の10年間まで、どうなっているのかお知らせください。

○(財政) 佐藤主幹

財政調整基金の年度末残高につきましては、平成25年度は17億6,400万円、26年度は19億800万円、27年度は22億3,000万円、28年度は31億9,100万円、29年度は32億2,300万円、30年度は30億3,400万円、令和元年度は25億9,200万円、2年度は24億1,200万円、3年度は24億9,500万円、4年度は33億4,300万円となっております。

○高野委員

今、お聞きしました。令和3年度と比べて令和4年度は8億5,000万円も多くなっている状況があります。その理由についてお聞かせください。

○(財政) 佐藤主幹

令和4年度末の財政調整基金が前年度末より多くなった理由につきましては、令和4年度決算では、前年度に引き続き、繰入れを要しなかったこと、それと繰越金が前年度よりも約16億5,000万円多くなったことで、積立額も前年度より約7億6,500万円多くなったことが主な要因と考えております。

○高野委員

これまでも財源不足が出るとして、財政調整基金から取崩しを行ったりもしてきました。令和4年度が、今お聞きしても、10年間の中でも約20億円多い約33億円となっています。

不測の事態に備えて安定的な財源確保のために、財政調整基金を積立しているというような答弁も先ほど聞いていたとありましたけれども、そのことについて否定するものではありませんが、より小樽市に住んでよかったというふうに思うようにするためには、市民応援の予算に充てることがやはり必要だというふうに思います。だから、市民のための応援に予算を充てて、しっかりそのことを求めて、次の質問に移りたいというふうに思います。

◎福祉除雪について

次に、福祉除雪について伺いたいと思います。

本市では、冬期間の除排雪の困難な世帯などに対して、福祉除雪サービス事業があります。この事業内容について、まず説明願います。

○(福祉保険) 福祉総合相談室大島主幹

福祉増設関連事業でございますけれども、冬期間の除排雪の困難な高齢者世帯などに対して行っている事業でございます。まず一つ目は、福祉除雪サービス事業でございますけれども、そちら市民ボランティアなどにより、一冬に3回まで、玄関口から公道までの生活路や窓周辺の除雪を行うものでございます。

次に、屋根の雪下ろし助成でございますけれども、そちらについては屋根の雪下ろしに要した費用を一冬1回、上限1万円まで助成するものでございます。

今、申し上げた二つの事業につきましては、実施主体は小樽市社会福祉協議会でございます。

あともう一つ、置き雪除雪につきましては、市道の除雪路線に面している希望世帯に対して間口の置き雪を1メートルの幅で処理するものでございまして、こちらの実施主体は小樽市でございます。

○高野委員

それでは、対象となる方はどういった方が対象になるのか、お知らせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

福祉除雪の対象になる方は、まず当該年度の市民税の所得割が非課税であること及び生活保護を受給していない世帯のうち、おおむね65歳以上の高齢者のみで構成される世帯、次に高齢者と児童のみで構成される世帯、次に独り親世帯、次に身体障害者 1 級から 4 級のみで構成される世帯、あと高齢者と身体障害者のみで構成される世帯、次に身体障害者と児童のみで構成される世帯、あとそのほかの重度の知的や精神などの障害ある方のみで構成される世帯も対象となる場合がございます。

○高野委員

それでは、申込みや申請の仕方について、お知らせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

まず、いずれの事業につきましても、受付の申請の窓口は、民生・児童委員にお願いしているところでございます。

申請書なのですが、前年度登録いただいていた方には、自動的に社会福祉協議会から申請書の郵送をさせていただいているところでございます。

○高野委員

それでは、福祉除雪サービス事業の除雪登録者数は、令和 2 年度から令和 4 年度でどうなっているのか、お知らせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

福祉除雪サービスの登録世帯数、実施世帯数、実施回数を申し上げます。

まず令和 2 年度、登録世帯数 647 世帯、実施世帯数は 87 世帯、実施回数は 179 回でございます。令和 3 年度につきましては、登録世帯数 681 世帯、実施世帯数 109 世帯、実施回数が 195 回でございます。令和 4 年度につきましては、登録世帯数 700 世帯、実施世帯数 94 世帯、実施回数は 186 回でございます。

○高野委員

それでは、令和 2 年度から令和 4 年度の実施回数の内訳について、もう少しお聞きしたいのですが、やはり雪の降り方ですとか、その年によって回数というのは変わってくるかもしれませんが、今、お話ししたこの 3 か年で一番多い実施回数についてお知らせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

福祉除雪サービスにつきましては、一冬に 3 回までということでございますけれども、まず令和 2 年度につきましては、実施世帯数、先ほど申し上げました 87 世帯のうち 3 回除雪サービス利用された方が 31 世帯ございました。これが多かったということでございます。

令和 3 年度につきましては、実施世帯数 109 世帯のうち、この年は 1 回のみの実施が多かったのですが、そちらについては 50 世帯でございました。

令和 4 年度は、実施世帯数 94 世帯のうち、2 回実施というところが一番多かったのですが、そちら 42 世帯でございました。

○高野委員

屋根の雪下ろし助成事業の助成世帯について、令和 2 年度から令和 4 年度もお聞きしたいので、お知らせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

屋根の雪下ろし助成事業の助成世帯数を申し上げます。令和 2 年度につきましては 265 世帯、令和 3 年度につきましては 422 世帯、令和 4 年度につきましては 337 世帯でございます。

○高野委員

それでは、置き雪除雪の事業もお聞きしたいのですけれども、令和2年から令和4年度、お知らせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

置き雪除雪の登録世帯数でございますが、令和2年度は153世帯、令和3年度は155世帯、令和4年度は156世帯でございました。

○高野委員

今、いろいろと数字を聞いていきますと、利用者の登録者数の大半が屋根の雪下ろしに利用しているということが分かりました。

それでは、市民ボランティアという方はどういった方が登録されているのか、その辺をお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

ボランティアに登録していただいている方でございますけれども、まず個人のボランティアのほか、会社や団体、サークル、あと高校生や大学生などの方が登録していただいているというところでございます。

○高野委員

会社なども登録されているということでした。

福祉除雪サービス事業は、先ほどお話を聞いても、世帯数が令和4年度では700世帯になっているということで、増えている状況があるのですけれども、実施世帯数は94世帯と、606世帯の方が利用されていないという状況があります。利用回数が少ない理由についてお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

先ほど屋根雪下ろし助成事業のお答えしたところなのですけれども、まず社会福祉協議会で行っています福祉除雪サービス事業と屋根雪下ろし事業の助成の事業につきましては、実は登録が1枚の用紙でまとめてできるようになっています。なので、屋根の雪下ろし助成も登録が、令和4年度でいうと700世帯でございます。

そういう意味で申し上げますと、先ほど委員もおっしゃっていただきましたけれども、この事業はまず屋根の雪下ろし助成を優先に受けたいというような形で登録している世帯が多いと考えてございます。

あと、福祉除雪サービス事業につきましては、事前に申請して過去の利用経験なども含めて、万が一、大雪が降ったときとかに利用できるように登録しておく方が多いのかと考えてございます。

それに対して実施世帯数が少ないという部分につきましては、いろいろ理由は考えられるのかと思うのですけれども、御自分で家の前とかの除雪が何とかできた、あとは、たまたま近所の方がやってくれた、そういうことなどあるのかと考えてございます。

○高野委員

屋根の雪下ろしの助成を受けたいから、念のために登録している方もいらっしゃるというようなお話もありましたけれども、私の知り合いの方は、この福祉除雪の対象とならないということで、何とか対象を広げてもらいたいというお話を少し伺ったことがあったのですが、この福祉除雪に対する市民からの問合せというのはこれまであったのか、その辺を伺いたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

福祉除雪に関する問合せとか要望が、小樽市もそうですけれども、小樽市社会福祉協議会にも時折寄せられるというところでございますけれども、主立ったところでいいますと、まず年間の回数を増やしてほしいという御意見だとか、車庫の前とか物置の近辺もやってほしいとか、灯油タンク周りをやってほしいというお声もございます。あと雪が降ったらすぐに来てほしいという要望もあるようでございます。

○高野委員

回数を増やしてほしいとか、ここをやってほしいとかという声も、やはりそういうこともいろいろあるのかとい

うふうに思っています。

やはり、登録世帯数が増えているということを考えれば、利用したいという方はいるということなのです。でも実際は、すごく助かっていらっしゃるのですけれども、もっと利用しやすいようなことが必要ではないのかというふうに思っています。

以前、札幌市では、課税世帯も福祉除雪の対象になっていることなどの例を挙げ、市民が福祉除雪を利用しやすいように拡充や見直しについても質問をさせていただいたことがあるのですが、そのときは、他市の事業内容も参考にしながら、社会福祉協議会という制度の在り方について研究したいというようなお話でしたが、その後、制度について何か検討や話し合いをされたのか、その辺を少し伺いたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

まずこの事業につきましては、事業費が限られていること、あと福祉除雪サービスにつきましては、ボランティアの御協力の下で成り立っている事業でもございまして、個別の細かな要望に応じ切るとい部分はなかなか難しいのかという部分で一定の基準を設けさせていただいているところでございます。

社会福祉協議会とのそういうお話なのですけれども、外部の方も来ていただいています、毎年夏に、次の冬に向けた運営委員会を開催する前に、制度見直しについて、どういう部分でやっていこうかというのは、お話をさせてもらっているところなのです。反面、例えば回数を増やしたりしますと、ボランティアの確保など、課題もやはりあるという部分で、具体的な制度見直しの設計を行うまでは正直、至っていないところでございます。

○高野委員

ボランティアの方が携わってやっていることだから、なかなか難しいというお話でした。相手もいらっしゃるのですから、いろいろ難しい部分もあるのかというふうに思います。

でも今後、何かの部分で、いろいろ何とかできないかということは、少し話していただきたいなと思います。

◎石狩湾新港について

次に、石狩湾新港についてなのですが、令和 4 年度に石狩湾新港で実施した直轄事業をまずお聞きたいと思います。

○（産業港湾）繁在家主幹

令和 4 年度の石狩湾新港の直轄事業につきましては、北防波堤と東地区の二つの事業がでございます。

石狩湾新港管理組合の決算が確定していないため決算見込みとなりますが、北防波堤の事業につきましては、令和 4 年度当初配分の事業費が 2 億 5,200 万円で、事業概要としましては上部工の施工及び既設消波ブロックの撤去となっているほか、令和 4 年度、国による補正配分がございまして、事業費が 9,900 万円、事業概要はケーソンの 2 ブロック製作と既設消波ブロックの撤去となっております。

また、東地区マイナス 12 メートルの事業につきましては、令和 4 年度当初配分として、事業費が 14 億 8,200 万円で、事業概要はマイナス 12 メートル岸壁の取付部や標準部の施工、港湾施設用地の袖護岸の施工となっております。

○高野委員

それでは、西 1 号岸壁の入港船舶隻数、そして貨物量は令和 2 年度から令和 4 年度はどうなっているのか、お聞かせください。

○（産業港湾）繁在家主幹

令和 2 年度から令和 4 年度の西 1 号岸壁の入港船舶隻数及び貨物量は、令和 2 年度が入港船舶隻数 38 隻、貨物量は 77 万 2,551 トン、令和 3 年度が入港船舶隻数 31 隻、貨物量は 66 万 7,570 トン、令和 4 年度が入港船舶隻数 56 隻、貨物量は 4 万 921 トンとなっております。

○高野委員

貨物量が低くてびっくりしてしまったのです。今、聞きますと、船舶隻数は増えているけれども、貨物量がかな

り減っているということが分かりました。

石狩湾新港組合負担金額について、令和2年度から令和4年度どうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○（産業港湾）繁在家主幹

先ほどの答弁の補足を先にさせていただきます。

令和4年度が入港船舶隻数56隻、貨物量が4万921トンと、前年の令和3年度の貨物量が66万7,570トンから大きく下がっていますが、こちらにつきましては西1号岸壁で令和3年度まで取り扱っていました木材チップの貨物量がなくなったことによりまして、大きく下がっていることでございます。

続きまして、先ほどの石狩湾新港の負担金につきましてですけれども、令和2年度の負担金は約2億3,256万2,000円、令和3年度は約2億3,021万2,000円、令和4年度は約2億3,754万6,000円となっております。

○高野委員

今、負担金額についても聞いたのですけれども、令和3年度から4年度と比べても700万円ぐらい負担が増えている状況があります。

これまで、市は負担軽減していくという話もありましたけれども、なぜ負担金が増えているのか、その理由についてお聞かせください。

○（産業港湾）繁在家主幹

令和3年度から令和4年度に負担金の額が少し増えているということですが、当初予算ベースでは負担金につきましては下がっている予算となっております。こちら決算額ということでございますので、若干増えているというような形になっております。

○高野委員

確かに令和2年度予算が2億6,770万円で、令和4年度予算は2億5,814万円ですので、予算的には下がっているけれども、実際、決算では増えているという状況があります。

先ほどの答弁を聞いても、木材チップがなくなったということでかなり貨物量も減っている状況があります。日本共産党はこれまでも、石狩湾新港と小樽港の共存・共栄はしていくと言いながら、石狩湾新港のほうが優先的に貨物誘致のために工事が進められている状況は、やはりよろしくないということを言ってきました。

先ほど聞きました、貨物量がかなり減っているということで、本当にびっくりしたのですけれども、やはり小樽港の貨物を守っていく立場ということで、しっかりやっていっていただきたいと、小樽港の活用をしっかり進めていくべきだということを最後に申し上げまして、私の質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。